

第百四回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 三 号

(101)

昭和六十一年三月六日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 志賀 節君

理事 石川 要三君 理事 戸塚 進也君
理事 深谷 隆司君 理事 宮下 創平君
理事 小川 仁一君 理事 元信 堯君
理事 市川 雄一君 理事 和田 一仁君
理事 池田 行彦君 理事 石原健太郎君
理事 内海 英男君 理事 菊池福治郎君
理事 塩川正十郎君 理事 月原 茂皓君
理事 二階 俊博君 理事 堀内 光雄君
理事 井上 一成君 理事 上原 康助君
理事 新村 勝雄君 理事 矢山 有作君
理事 鈴切 康雄君 理事 日笠 勝之君
理事 滝沢 幸助君 理事 柴田 睦夫君
理事 三浦 久君

出席國務大臣

國務大臣 江崎 真澄君
(総務庁長官)

出席政府委員

内閣審議官 海野 恒男君
人事院総裁 内海 倫君
人事院事務総局 給与局長 鹿兒島重治君
人事院事務総局 職員局長 中島 忠能君
内閣総理大臣官 房管理室長 橋本 哲曙君
臨時行政改革推 進審議会事務局 次長 山本 貞雄君
総務庁長官官房 長 藤江 弘一君
総務庁長官官房 審議官 本多 秀司君
総務庁人事局長 手塚 康夫君

委員外の出席者

総務庁行政管理 局長 古橋源六郎君
総務庁行政監察 局長 竹村 晨君
総務庁恩給局長 佐々木晴夫君
総務庁統計局長 北山 直樹君
北方対策本部審 議官 稲橋 一正君
外務大臣官房審 議官 都甲 岳洋君
通商産業省生活 産業局長 浜岡 平一君
内閣総理大臣官 房参事官 木本 忠男君
内閣総理大臣官 房特別基金検討 調査室長 杉浦 力君
防衛庁経理局工 務課長 中川 虎三君
防衛施設庁施設 部連絡調整官 芥川 哲土君
法務省刑事局刑 事課長 原田 明夫君
大蔵省主計局給 与課長 竹島 一彦君
大蔵省理財局国 有財産審査課長 藤村 英樹君
文部省初等中等 教育局教科書検 定課長 小笠寺直巳君
会計検査院事務 局第五局上席 調査官 深田 丞治君
内閣委員会調査 室長 石川 健一君

委員の異動

三月六日 山口 敏夫君 補欠選任
山口 敏夫君 石原健太郎君

日笠 勝之君 二見 伸明君
同日 辭任 補欠選任

石原健太郎君 山口 敏夫君
二見 伸明君 日笠 勝之君

二月二十七日

シベリア抑留者の恩給加算改定に関する請願外

一件(川俣健二郎君紹介)(第八〇三三号)
同外五件(戸塚進也君紹介)(第八〇四四号)
同(中川嘉美君紹介)(第八〇五五号)
同(村上茂利君紹介)(第八〇六六号)
同(阿部昭吾君紹介)(第八三八八号)
同(小淵恵三君紹介)(第八三九九号)
同(西田司君紹介)(第八四〇〇号)
同(阿部昭吾君紹介)(第八八一八号)
同外一件(川俣健二郎君紹介)(第八八二二号)
同(北川正泰君紹介)(第八八三三三号)
同(若林正俊君紹介)(第八八四四号)
同(阿部昭吾君紹介)(第八九〇九号)
同外一件(川俣健二郎君紹介)(第八九二〇号)
同(上坂昇君紹介)(第八九二一〇号)
同(関谷勝嗣君紹介)(第八九二二二号)
同(関山信之君紹介)(第八九二三三三号)
同外二件(山村新治郎君紹介)(第八九二四四号)
同外一件(川俣健二郎君紹介)(第八九三三三三号)
旧台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願
(福田一君紹介)(第八〇七号)
国家機密法制定反対に関する請願(伊藤昌弘君
紹介)(第八〇八号)
同(中川嘉美君紹介)(第八〇九号)
同(経塚幸夫君紹介)(第八四一四号)
同(野間友一君紹介)(第八四二二二号)
同(東中光雄君紹介)(第八四三三三三号)
同(正森成二君紹介)(第八四四四四号)

同外一件(柴田睦夫君紹介)(第九一五五号)
同(正森成二君紹介)(第九一六六号)
スパイ防止法制定に関する請願(衛藤征士郎君
紹介)(第八四五五号)
同(大塚雄司君紹介)(第八四六六号)
同(田原隆君紹介)(第八四七七号)
同(中川昭一君紹介)(第八四八八号)
同(町村信孝君紹介)(第八四九九号)
同(箕輪登君紹介)(第八五〇〇号)
同(村田敬次郎君紹介)(第八五一二二号)
同外七件(森山欽司君紹介)(第八五二二二二号)
同(伊藤宗一郎君紹介)(第八五三三三三号)
同(自見庄三郎君紹介)(第八五四四四四号)
同(原田昇左右君紹介)(第八五五五五五号)
同(村田敬次郎君紹介)(第八五六六六六号)
同(渡辺省一君紹介)(第八五七七七七号)
同(中西啓介君紹介)(第八五八八八八号)
同(平林鴻三君紹介)(第八五九九九九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第
一八号)

○志賀委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案を
議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。新村勝雄君。

○新村(勝)委員 まず、恩給法の一部を改正する
法律案に関連をしてお伺いいたします。
恩給法の一部改正、もちろんこれは毎年あるわ

けでありますけれども、そこに毎年附帯事項がつけられるわけですが、この各項目がいずれも毎年同じ趣旨のものが繰り返されておるわけでありました。

例えば百一国会と百二国会の附帯決議の事項を比べてみますと、ほとんど同じということになります。この附帯決議に対する政府の対応の仕方について疑問を持たざるを得ないのですが、どういう対応をなさっているのか、伺いたいと思います。

○江崎國務大臣 附帯決議につきましては、国会は国権の最高機関でもありますし、尊重するのは当然のことです。また、それを尊重して次に資するという態度で臨んでおるわけでございます。

前回、前々回等の御指摘もございましたので、そのあたりについての変化といえますか、尊重に変わりはありませんが、経緯については関係者から答弁をさせます。

○新村(勝)委員 この各項目について二年、三年にわたって同じことを決議をし、政府に要請をしておると同じことであるけれども、どの程度改善され、この趣旨が生かされているか、できれば具体的にお願いしたい。

○佐々木政府委員 大臣からお話ししましたように、国会の附帯決議につきましては私も最大限これを尊重すべく努力を続けておるわけでございます。

昨年、六十年四月の当内閣委員会における附帯決議は七項目ございましたけれども、この七項目につきまして若干個別に御説明を申し上げたいと存じます。

三つが今の恩給の水準を改善するという事項でございます。

第一に、「恩給の実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をする」とともに各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。というのは、恩給の実施時期の問題として、これは年金でございまして、

で、いわば年金の実質価値を維持するということがその基本の考え方である。そういたしますと、例えばはかの年金の場合は当該年度の物価でもって翌年四月からこれを改善する。恩給の場合にはその物価と同様指数を公務員給与に求めているわけでございますので、そういう趣旨から、公務員給与の改善率を翌年四月から実施するということを基本としてやってまいったわけでございまして、現職公務員との給与のおくれをなくするということではなくて、実質価値の維持ということに着目して私も進めておるわけでございます。本年四月から実施すべきところを、たまたま財政難の折から七月になりました大変申しわけございませんけれども、そういうことで、私もこの実質価値の維持には最大限努めております。

それから各種改善、つまり特別改善を同時期に一体化して実施するように努めることというのは、この財政難の中でございすけれども、八月に実施するという従来の方式を六十一年度もそのままこれを適用するというのもって、改善を進めてまいるといふような考え方をいたしております。

それから恩給の最低保障額についてその引き上げを図る、あるいは扶助料についてさらに給付水準の實質的向上を図る、このいずれもが六十一年度予算におきまして五・三％アップというふうなこと、あるいは扶助料につきましても給付水準の一段の拡充を図ってまいっておるわけでありまして、

四番目の項目として、「恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること」というのがございしますが、これは厚生省の御所管の問題でありますけれども、これにつきましても、特に公務員等によつて諸般のハンディを負つておられる方については、この支給制限は撤廃されておるといふふうなことでございす。また、その他の種々の調整策が講ぜられておるところでございす。それから、あと三つがいわば戦後処理問題の関

連でございすけれども、「外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること」とあります。この点につきましては、昭和四十七年に種々の法人の性格を検討いたしました結果として、一応七法人についてこの通算をいたしました。それから五十一一年にも一法人の指定をいたしました。これでもって私もとしてははばこしたような適切な措置の実施は一応終了した、このように思っております。

六番目の「現在問題となっているかつて日本国籍を持っていた旧軍人軍属等に関する諸案件について検討を行うこと」これは例の台湾出身の旧日本兵の問題が中心であろうと思ひますけれども、これにつきましては、御承知のように現在総理府で関係省庁相集まりまして検討を進めておる段階であります。

それから「旧満州国軍内の日本人軍官の処遇問題について検討すること」この件につきましても種々調整を加えてまいりまして、いわゆる日満日のケース、それから日満のケース並びに満日のいわば通算の問題につきましても、それぞれ恩給法上の措置をいたしてまいったところでありまして、私どもとしてはおおむねこれでもってこの問題の決着をつけたもの、このように考えておるわけでありまして、

今申しましたように、この御趣旨に沿ひまして私どもとしては種々対策を講じてまいったということも申し上げられるかと思つておるわけでありまして、

○新村(勝)委員 今後ともひとつこの決議の趣旨を生かすように御努力をいただきたいと思ひます。

それから、恩給の制度はいわば過去の制度であります。もちろん過去であるから軽視をしていいというわけではありせんけれども、これにかかわる他の制度が次第に整備されつつある段階で、恩給制度の再検討、もちろん受給者の不利にならないように、しかも他に整備されておる諸制度と整

合性を持ちながら再検討する時期ではないかということでありまして、

それから、何の制度でも、例えば年金等でもそうでありますけれども、資格がありながらこの制度から漏れておる、いわゆる未請求者の問題があると思うのです。この未請求者の救済について、過去においてももちろんおやりになつておると思ひますけれども、今後どのような配慮がなされるのか、その二点を伺ひます。

○佐々木政府委員 第一点の恩給制度の再検討の問題につきましては、昨年共済年金の改正が行われた段階でもって、衆議院大蔵委員会あるいは地方行政委員会においても、恩給制度のいわば公的年金制度整備との関連における再検討ということにつきましても附帯決議が一応出されておるところであります。

私どもとしまして、この恩給制度につきましても種々そうしたような年金制度との関連における再検討を進めなければならぬ、このように考えておるわけでありすけれども、何分にも共済年金とは異なりまして、恩給制度は、かつて例えば軍人さんであったという方が大多数であり、したがひまして新規参入がない、かつまた、大変高齢化しておる、いわば国家補償である、こうしたようなことから、この検討はなかなか難しゅうございまして、現在二百二十万の恩給受給者があるわけでありすけれども、そうした方々にはやはり御満足がいける、かつまた、他の年金との関連におけるところのある程度整合性が持たせられた制度の見直し、なかなか難しい課題であります。

ただ、私もとしまして、例えばこの恩給の場合には公務員給与にスライドして改善をいたしておりますけれども、これにつきましても他の公的年金と同じように物価によつてスライドをするというやり方、あるいは多額所得者につきましても、いわば恩給におけるところの支給調整の問題、こうしたものにつきましても、今後さらに関係方面と十分に協議を進めましてその考え方の整理をいたしてまいりたい、このように思つておるわけであ

ります。

それから第二点の、恩給のいわば未救済者の問題といいますが、今先生のお言葉によりますとまだ救済されていない者がいるではないか、このような御指摘であります。

例えば現在、恩給資格者と言われます方が種の運動をしておられるということも私も承知をいたしております。ただ、この件につきましても、いわば年金たる恩給の受給資格といえますのは、昭和八年以来これは十二年というところで実は定まっております。その他加算年、戦場その他におけるところの加算年がついておられますけれども、この十二年という基準はこれを今さら改めるわけにはまいらないわけでありまして。

現在、総理府でもって、いわば戦後処理問題につきましても、例えば恩給資格者の問題、シベリア抑留者の問題、在外財産の問題につきましてもさらに実態調査をいたしておりますけれども、そのような総理府におけるところの検討の状況につきましても、私もこれからさらに見守りつつ種々考えてまいりたい、このように思っております。

○新村(勝)委員 特に未請求者の救済ですね、この点については十分の御配慮、それから万全の措置をお願いしたいと思っております。

人事院はいらっしゃっていますか……

それじゃ次の問題ですが、いわゆる同和問題でありますけれども、これについては政府も相当の御努力をなさっております。これまで同和対策を十七年間行われてきたわけでありまして、同対策答申が指摘をしている実態の差別的のハード面では一定の成果がございました。しかし、同じ実態的差別でもいわゆるソフトの面と言われる問題はかなりの課題があるわけでありまして、まだ未解決の問題がたくさんございます。そして、心理的な差別の問題に至っては極めて憂慮すべき状態にあるわけでありまして、現在でも依然として差別用語あるいは差別の実態が根絶されていないという状況であります。

総務庁長官も既にこらんの「いのち 愛人権」という冊子もありますけれども、この差別の実態はかなりひどい面があるわけでありまして。

例えば福岡での大蔵住宅にかかわる差別ビラを大量に配布した事件、大阪でのサイノモト結婚差別事件のようなものが出ております。今まで法務局や自治体の再三の啓発、説得にもかかわらず差別の事件が絶えない。また差別者が開き直るといった大変残念な事態もあるということでありまして、こうしたソフトの面の実態の改善のおくれ、また心理面の問題解決に対して、現在の地対法では十分な対応ができていないのではないかと考えるわけでありまして。

この際、地対法あと一年という時期に当たって、今までの法を見直し、同対策答申の精神をさらに尊重して、差別の現実には本能的な対応のできるような対策を講ずべきではないかと考えるわけでありまして、長官のお考えを伺いたいと思っております。

○江崎国務大臣 本問題は私も非常に重要な問題だと考え、私自身もこの問題には力を入れてまいりました。お認めいただいたように、ハードの面では過去十七年間の間に相当な成果を得てきたことはよかったですと思っておりますが、ソフト面、いわゆる精神的な面、特に心の面、これにおいていろいろな問題があるというところは本当に残念なことでありまして。

仰せのようにソフトの面における啓蒙、こういったことをもっとしっかりする必要があります。これはもうもとと同じ日本人同士ですから、お互いがやはり心の問題で十分配慮をする、気をつけると、これは当然なことと、おくれをとってやることを私自身も今担当大臣として憂慮しております。

したがって、今後、まだ今の法律の期間もありませんので、その間に十分問題の所在、また皆様方の御意見についても配慮をしながら、御承知のよううに地対協に今諮問しておるところでございますので、その結果などを待ちまして適切な措置をとりたい。特にソフトの面というのは、これは言うに言えぬ悩みを御本人にしてみれば伴うものでありまして、口にするにとすら本当にお気の毒なことだといふふうに思っています。これなどについては十分今後とも配慮をしたいと考えております。

○新村(勝)委員 物質的な条件が精神面を支配するというのもありますけれども、むしろ問題は、いわゆるソフト、精神の面での解決ができませんければ、いかに投資をしてもあるいは物的な改善をしても根本的な解決にはならないわけでありまして、この問題は既に百年以上を経ておまして、しかも全く同じ民族でありまして、そういう事態が存在すること自体がおかしい、不思議なわけでありまして、残念ながら依然としてそれが存在する。こういう事態をもう少し深刻に受けとめていただいて、ぜひ本能的な対策、それから単なる事業を進めるといふことだけではなくて教育の面、あらゆる面での御努力をいただきたいと思っておりますが、もう一回長官の御決意を承りたいと思っております。

○江崎国務大臣 全く仰せのとおりだと思っております。私も精神面の苦しみぐらひ嫌なことはありませんね、そして御本人にとつて避けがたいことでもないではありませんしね、今申し上げましたように口にしたくないような悩みがあるということ、は、本当に同族でありながらどういふことであらうか。もともとつて啓蒙されていいし、これは仰せのように教育の面、それから特に啓蒙の面、こういった点に重点を置きまして、そしてまた、御本人たちに何となく嫌な感じを与えないように啓蒙をしたり教育をしたりしていくことも配慮しなければならぬ、非常に慎重に対策する問題だと思っております。

そのあたりについては、今後とも極めて重要な問題だといふふうに受けとめておりますので、十分努力をいたしてまいりたいと思っております。

○新村(勝)委員 今の長官が言われた嫌な感じを与えないということが、結局最初にして最後の問題だと思っております。どんなに立派な建物ができても嫌な感じを与えたのではこれは何にもならないわけでありまして、そういう点でひとつせつかくの御努力をいただきたいと思っております。

次は、通産省が行っております設備廃棄事業、総括的に申し上げますと、設備廃棄事業のこの問題の運用についていろいろ問題が起ころっております。先般来燃系工事事件なるものが起ころっております。この問題について政府はどうお考えであるのか。

この問題については、既に五十三年、五十四年の検査院の指摘でも、その不適当な運用が指摘をされ、融資金の返還を命ぜられたという事件があるわけでありまして。検査院はいらっしゃっていますね。この問題について検査院のお考えをまず伺いたいと思っております。

○深田会計検査院説明員 お答え申し上げます。中小企業事業団が燃系工事に対して行った設備共同廃棄事業資金の貸し付けにつきましても、不当事項として検査報告に掲記しましたものは、五十三年度の二事例、約千三百万円、五十四年度の四事例、約八千九百万円、計六件、一億三千万円でありまして、その態様は、無登録設備や他からの借入設備を買入れ対象としたり、事業の対象とならない業者の設備を買入れ対象としていた、そういう事態でございます。

また、今回の事態につきましても会計検査院といたしましては関心を持っておりますので、今後十分検査を実施したい、そのように考えている所存でございます。

○新村(勝)委員 この問題については、今検査院のお話のように五十三年度、五十四年度において不当が指摘されたわけでありまして、こういう指摘事項があったにもかかわらず今回のような不祥事件を起しておる、それからまた、この廃棄事業に関連してこのほかにもいろいろの疑惑なり不当な運用があるようであります。こういう点について通産省はどういう指導をしてこられたのか、また検査院の指摘に対してどう対応されたのか、伺います。

○浜岡政府委員 基本的には、五十三、四年度に会計検査院からの御指摘をいただきながら、五十七年度の事業につきまして御指摘のような不祥事が起きておりますことは、本当に私もとしましてもお恥かしい限りでございます。監督責任の重大さを痛感いたしておりますのでござい

ます。基本的に申し上げますと、全国に一万を超える企業が存在をしておりますのでございまして、こういう企業を対象に設備廃棄あるいは設備の登録というような業務を行いますためには、中小企業団体を活用し、またこれを信頼していくという体制はある程度不可欠のところでございます。しかし、それだけにこの仕事に携わります関係団体の幹部の責任感、それから姿勢というものが極めて重要でございますけれども、そういった点についての私どもの監督の行き届かない点というところがあるが、あたったというぐあい、率直に認めざるを得ないと思っております。

五十三、四年度の課題につきましては、一部注意不十分、ケアレスミステイクというところもあるものな気がします。ケアレスミステイクというところも、なかにはあらざるかと思うわけでございまして、けれども、当時嚴重に関係団体に注意をいたしまして、また問題の金額につきましては繰り上げ償還を行なったところでございます。

五十七年度の事業につきましては、非常に遺憾でございますが、幹部がまさに意図的に不適格設備を対象設備の中に繰り入れていたという事実があるわけでございまして、これはまさに遺憾と言わざるを得ないというぐあいに思っております。問題の背景を司直の方でも御説明いただいておりますわけですが、私も私もいたしまして、事態の解明が進む状況を見ながら、こういう問題が起きないような業務のチェック体制の再点検、総点検等を行なうとして、厳しい姿勢で問題に取り組んでいかなければならないというぐあいに思っておりますのでござい

ます。○新村(勝)委員 これは燃工連の段階で御承知のような問題が起ったわけでありすけれども、

燃系だけではなくて、設備廃棄事業というこの事業は現在三十業種にわたって行われているようでありすけれども、他の部門においても遺憾な点あるいはそういう極めて不明朗な疑惑に包まれているのが実態だと思ひます。

そこで、監督の立場にある通産としては、燃工連だけではなくて、この設備廃棄事業全体を通ずるいわば構造的とも言える疑惑、これについてどの程度に把握をしておられるか、これを伺ひます。

○浜岡政府委員 御指摘のとおり、設備廃棄事業は、昭和四十九年度以降中小企業事業団の融資制度が適用されておるわけでございすけれども、そのとき以来、累計をいたしますと三十一業種に對して適用をされておるわけでございす。中小企業全般にまたがりまして、需要構造の変動でございすとか国際競争の激化とか、そういった非常に変化あるいは多様化といったようなことが非常に迫られておるわけで、そのためには設備の廃棄というようなことも一つの重要なことであるというぐあいは考えておるわけでございす。ただ、先ほども申し上げましたように、この事業につきましては本当に厳正な姿勢での取り組みが必要であるというぐあいに思ひますし、その点につきましては常々注意を喚起をいたしてきておるつもりでございす。

私もといたしましては、燃系工連のケースのような意図的なルール違反というようなものが他の分野にも存在をしておるといふぐあいは現在のところ承知いたしておりますし、また存在していないと信じておる次第でございす。ただ、今後とも、事業の厳正な運営ということにつきましては一段と強く取り組んでいかなければならないと考えておりますことは、先ほど燃系工連について申し上げましたとおりでございす。

○新村(勝)委員 日本の経済はもろく自由主義経済であります。しかし、不況業種等の特別な状況、条件のもとにある業種に対しては、政治が手

厚く保護するということが行われております。これは大変結構な制度だと思ひすけれども、同時にそれは一種の特権、あるいは一種の特典を伴う、そしてそれがよほど注意をしないと利権に結びつく、あるいは政治と癒着をして疑惑を生ずる、こういうことがいろいろなそういう制度からは派生しやすい、そういうことが言えると思ひます。

例えば不況業種に対する設備廃棄事業につきましても、機械の登録を通じて、あるいはその買い上げを通じてそういった疑惑が付きまといておるというところであります。例えば燃系あるいは織機、そういったものの登録をするかしないか、無籍であるか有籍であるかということによってその所有者には大きな経済的な差別がついてくるわけですね。原則として無籍はないんでしようけれども、無籍のものを買ひ上げの対象にしないというので、無籍のものを有籍にしてもらうためにいろいろ手を打つということが出てくる。それからまた、買い上げをしてもらうことについて、それに伴ういろいろな工作なりというものが当然生まれてくるというところで、そういうところからいろいろな疑惑が出てくるんだと思ひます。

そこで、燃工連については連合会の資金を流用したということでありすけれども、私はこういうことを申し上げたいのですが、織機の業界というものは、昭和十七年に大不況になりました。一度三〇％程度整理をされた。その後、日本絹人絹工業協同組合を中心にして運営をされておるようでありすけれども、昭和二十六年に登録制がとられ、その当時、大変景気のいい、いわゆるガチャマン景気という時代があったと言われております。そして、この時代に登録のされておらない無籍の機械が大変出回ったという増加をしたというところで、五十年には絹人絹織機の登録と再整備がなされて、ここでも無籍の機械が大量に有籍になった、こういう経過があるようでありす。そして、原則として登録をされた機械で

なければ生産ができない、したがって仕事をもらうこともできないということ、それからまた罰則もあるようでありす。

そこで、そういう状況の中で無籍の機械を有籍にする、未登録のものを登録するための、もちろんこれは個人ではできませんから、それを登録してもらうためにいろいろの工作が行われ、その間において政治資金が流れた、こういう疑惑が持たれておるわけでありす。

これは綿スフ絹織物あるいは化合織の織機であります。未登録が登録されまうと、未登録の場合には全くスクラップ同様のものが、登録をされまうと二十万ないし四十万の値打ちがその瞬間に出る、こういうことであります。そして、登録の機械であればその権利を売り買ひをすることもできるといふことでありますから、登録をすることによって所有者は一大変な経済的な利益を得るということですね。そこで、そのときに地元の有力政治家が、無籍を有籍にしてやるからということとで一台五万円の政治献金を受けた、こういうことが伝えられております。

その状況については後でも詳しく申し上げますが、そういう形で未登録から登録に変わった機械が数千台あるということが伝えられております。この絹人絹織機については五十年の前半にそういうことが行われたようでありす。そして、この織機については六十年、六十二年、六十二年にも三年計画で約八千六百台程度を廃棄しろ、こういう計画があるようでありす。こういう経過のものにこれから八千六百台の廃棄がなされるわけでありすけれども、そういう経過を通産は御存じであるのか、それからまたこの三年間の計画についてはどうなっているのか、まず伺ひたいと思ひます。

○浜岡政府委員 まず登録制の運用の問題でございす。先生御高承のとおり、織機関係の設備の登録制といひますのは、まず関係の組合におきまして、自主調整事業という形で、中小企業団体組織法によりまして登録制をしうというものが基本

になっております。しかし、アウトサイダーの存在等によりまして、インサイダーだけの調整では効果がないという際に、設備の登録制をしくように通産大臣が命令を出すことができるということになっておりまして、命令がございまして、従来インサイダーが受けておりました登録は通産大臣命令による登録とみなしまして、また、アウトサイダーにつきましては新たに登録を行うことになるわけでございます。そして、その登録関係の業務は関係団体に委託をするというのが一般でございます。したがって、新たに登録制がふえた場合、しかもそれに大臣命令がかかったという場合には、アウトサイダーが新たに登録を行うというような事態は発生し得るわけでございます。

しかし、それ以外のケースにつきまして、本来登録を受けていなかったものが何らかの方法で新たに登録を受けるということは、原則的には不可能でございます。既に登録を受けております設備を他から譲り受けて、それをスクラップ・アンド・ビルドの格好で登録するという道はあるわけでございますけれども、全く無籍のものを有籍にするというような道はないわけでございまして、そういうパイプスあるいは裏道が存在しているというようにあることはあつてはならないと思ひますし、また存在しているはずがないと私も考へておるわけでございます。

それから、御指摘の絹織物あるいは化合繊維物につきましては六十年度から六十二年度にまたがります設備廃棄事業につきましては、大筋におきまして先生御指摘のような計画が存在いたしております。

○新村(勝)委員 あつてはならない、無登録が登録されるようなことは原則としてはないということでありませうけれども、これは実際にはあるのですね。間違ひなくあるのです。これについては確実な情報としてその情報を入手しておるわけでありませうが、その情報の中にはこういうやりとりがあるわけですよ。登録されれば自分の持つてい

る権利を売ります。絹人絹一号登録というのです。権利は一台四十万ぐらいで売ります。これは今権利ということをおっしゃいましたけれども、それを売りますと。四十万で売り買ひしたのはいづころですかというのに対して、五十五年ごろこの人は答えていた。無籍を有籍にしたのはどのくらい数がありますか、百か二百ぐらいですか。いや、そんなものではありませう。この地区、これは狭い地区ですけれども、この地区だけで二百は下らない、全部では数千に達するでしょうということですね。無を有にするということは通産省ではあり得ないと言つていますが、いや、そんなばかなことはありませう。それはよく知つてゐるはずですよ。台数は千台なんものではありませう。数千台になります。当局が調べればすぐわかります。調べられれば組合は本当のことを言わざるを得ないでしょう、こう言つてゐるわけですね。

一台五万円云々という話がありますが、一台五万円の割で地元有力政治家に献金をされておるといふ話がありませうと言ひますと、そうです、これは絶対間違ひがありません。こういうようなやりとりがあるわけですよ。

これは内部の人の証言であります。これはほぼ間違ひないという内容と思ひますけれども、これについて通産はどう考へてですか。

○浜岡政府委員 今先生御指摘のようなやりとりの背景として私どもが若干思ひ当たる事実と申しますのは、昭和四十九年から五十年にかけましていわゆる無登録織機というものがかなり多数存在するようになりまして、これの取り扱ひをどうするかというところが大変問題になったことがあるわけでございます。その際、もちろん中小企業団体に基つて命令によつてしかれておる制度でございますので、行政措置によつて対応することは不可能でございます、四十九年から五十年にかけまして国会で御立法をいただきまして、いわゆる無登録設備の大半をスクラップすることを条件に一部を登録設備として扱うというような立法措置

を講じていたことがございます。その際に、かなりの台数の従来は無登録でございました設備が登録されたということはあるわけでございますけれども、これは今申し上げましたように立法措置に基づいて行われたものでございまして、そういう立法措置を背景とするもの以外には先生御指摘のような事実があるはずがないと思ひますし、あるとすれば、これは違法の事態だと考へるわけでございます。

○新村(勝)委員 いや、ところがあるのですよ。あとこれは確信をしております。それだけの確実な情報もあるわけですから。

それと、法に基づいて登録をされた時期があるわけですね、それをも含めて、これは所有者は大変な特権を取得するわけですから、その段階で不明瞭なうわさが出るということは十分理解できると思ひます。そこで、その段階で、有力政治家に一台五万円の割で政治資金が渡つたということはもう地元では周知の事実のようですね。

ですから、そういう事態に対して通産はどう考へるか。そういうことはないとおっしゃるでしうけれども、登録というのは、通産が現地へ行つて実際に機械を現認をして、それで登録するんじゃないでしう。それは中間にそれをやる組合があつて、その組合で実際の仕事をやって、通産はいわば盲判を押す。盲判という失礼ですけども、それを最終的に認めるということですね。そういう仕組みでしう。ですから、その連合会あるいは協同組合までの段階、その下の段階について通産が詳しく知らないというのやむを得ないと思ひます。思ひますけれども監督責任は十分あるわけですよ。ですから、そういう監督をどうして

いるのか、十分であつたのかどうか、これが今問われているわけですね。

それから、こういう事態に対して法務省としては捜査をされるお考へがあるかどうか。

○原田説明員 お答え申し上げます。

ただいま検察当局におきましては、日本糸糸工業組合連合会の事件について捜査中でございます

が、ただいま先生御指摘の事実につきましては私どももつまびらかにしておりませんので、現在の段階で捜査する、あるいはしないということについて申し上げるのは差し控へさせていただきますと思ひます。

○新村(勝)委員 する、しないは言明できない。それは考慮の中に入るといふことですか、全く考慮の外だといふことですか。

○原田説明員 私どもの立場で申し上げられますことは、検察当局におきましては、いろいろな事態につきまして犯罪が成立するという状況がございませうれば、それに従つて適正な捜査をするものと考えておりますし、また、そのような事実が検察当局に認知されるという事態になりますればそれに従つた措置をとるものと考えております。

○新村(勝)委員 こういうほほ確実な事態があるわけですので、ひとつ十分御留意をいただきたいと思ひます。

それからもう一つ。やはり同じような類のものでありませうけれども、ニット編み機というのがございませう。これは現在は事業の対象にはなつていないと思ひますけれども、かつて対象になつたことがございませう。この件についてです。

これはこういうことなんです。五十八年暮れ、ですからこの前の総選挙の直前の時期であります。金沢のホテルに地元有力政治家がニット業者を集めて、私に頼めば設備廃棄業種にしてやる、それでそうした場合に手数料を五%出してくれ、こういうことを言つた。その件について、このときには二十五名の業者が集まつていたわけですが、それと業界の理事長もいた。これは名前を伏せませうけれども、業界の理事長もそこにいた。この席でその話が出まして、ぜひ先生のお力で廃棄業種にしてもらいた、そうした場合にはお約束の献金をいたしましう、その献金は約一億と見込まれるわけですが、こういうことがあつたわけですよ。

それで、これについてはそれを裏書きするような書簡があるわけでありまして、これはその内部

も国民に損害を与えないような価格にしなければいけないということをおっしゃったわけですが、それでも、そのいずれをも政府は実行していられつけないというのが実態です。

先ほどから申し上げているように、千二百二十三億の内容が何であるかということが我々には全く知るべきでない。そういう点でこれは全く財政民主主義に反するということ。それからもう一つは、その払い下げについても必ずしも明瞭な形にはいつていないということです。というのは、公共団体に払い下げの場合には随意契約でもいいのですけれども、そうでない場合でも原則として随意契約、例外的に入札、こういうことに実際はなっています。公共団体以外の団体についてもむしろ随意契約の方が多いという実態があるわけですから。

そういう点について、これは大蔵に伺いますけれども、他方自治体でない、公共団体でない一般法人に対する払い下げについても実際には随意契約の方が多いという実態があるわけですが、これについてはどうお考えですか。

○藤村説明員 お答えいたします。

先生今お尋ねの件は、民間サイドにおいても随契約の方が競争入札より多いという点でございますけれども、先生ただいま御指摘ございましたように、国有地は国民共有の財産でございますので、その処分は当然に公平かつ適正でなければいけません。この観点から競争入札を原則にいたしております。民間の場合には圧倒的に競争入札が多いという実態でございます。年間二万件近い処分事案がございますが、一件一件数えるのは大変でございますが、民間への処分につきましてはそういう実態がございます。ただ都市計画事業のように公共性、公益性の高いもので随契約の要件の整ったものにつきましては、会計法令の規定上随意契約によることを認められている、こういうことでございます。

○新村(勝)委員 そこで、具体的な例について伺います。西戸山開発株式会社というの

があります。ここに對して国が普通財産を、行政財産であったものを普通財産にして、それを払い下げたという事例がありますけれども、この経過についても大変疑惑、疑問が多いわけでありま

す。そこで伺いますが、西戸山開発株式会社に對して六十一年一月十三日に国が売却をしているわけですが、これはだれに、いつ、どういうふうにして売るといふことを、いつ決めたかです。いつ、だれに売ると決定したのか。極めて具体的なお伺いですが、それを伺います。

○藤村説明員 お答えいたします。

ただいまの御質問は、いつ、だれに、どういう過程で決めたかということでございます。実は、御承知のように新宿西戸山開発株式会社から、十一月二十九日でございますが、本件の国有地新宿住宅跡地一万八千七百七十五平米につきまして売り払い申請書が提出されました。この提出を受けまして、私もいろいろ部内の審査手続を開始したわけでございます。

その内容といたしましては、あそこの土地の本地の土地につきまして、十一月三十日を価格の基準時点として価格の実態的な調査、鑑定評価というふうな作業も開始いたしました。これが十二月の末に入りまして、十二月の二十七日であったかと思ひますが、東京都知事から、この新宿西戸山開発株式会社が本都市計画事業の施行者として認可を受けたわけでございまして、この認可を踏まえて翌年明け、一月の下旬でございまして、売り払いが適当である、随意適格という観点から、あるいは都市計画事業の施行者として認可を受けたその認可の内容に即して、公共的、公益的な都市計画事業を行うというこの内容を踏まえまして、ただいま先生からお話のございましたように十一月十三日付で契約を締結いたしましたものでございます。

○新村(勝)委員 そうしますと十一月十三日に売り払いをした、契約をした……(藤村説明員「一

月でございます」と呼ぶ)一月十三日ですか。そうすると、この売り払いの決定をしたのは、この日に意思決定がなされたということですか。

○藤村説明員 お答えいたします。

対外的な形での契約行為と申しますのはただいま申し上げました一月十三日でございますが、もちろんその過程におきまして、私も国有財産の処分担当者としてしましては部内的な手続がございまして、部内の決裁手続その他という意味では、意思決定過程におきましては一月下旬の段階で意思決定をしたということになるかと思ひます。

○新村(勝)委員 一月下旬と言われますけれども、もう少し正確にはお答えできませんか。

○藤村説明員 お答えいたします。

一月下旬、これは、正確に内部的な意思決定ということになりますと決議書の日付ということになるわけでございまして、ちょっと今定かた手元には持っておりませんが、たしか一月の十日近くだったのではないかと思ひます。これは後で確認いたしまして先生に御報告させていただければと思ひます。

○新村(勝)委員 そうしますと、今はっきりしたお答えがなかったのですけれども、その意思決定の過程、手続、これについては正確なものを後でいただけますか。

○藤村説明員 ただいま先生のお話の件は、恐らく部内の稟議書等のことを御指摘じゃないかと思ひますが、これにつきましては、一応部内の意思決定過程の手続書類ということでございます。中にはいろいろな過程の決定に至るような背景も入っております。これは別にやさしいことは何もないわけでございまして、ただ、これにつきましましては、国民全体という観点からの中身がいろいろございまして、意思決定過程の書類につきましまして対外的に開示するということは従来から御了承

いただいているところでございまして、差し控えていただければと思ひます。

○新村(勝)委員 財政民主主義という点からい

て、それが大変残念なことなんでしょう。先ほどの話に戻りますけれども、予算に計上する過程でもその内容についてはわからない、それから、実際に払い下げをする段階でもその手続あるいは国としての意思決定をする過程についてはわからない、発表できない、もちろんわかっているけれども発表しないということですから、これは全く財政民主主義に反するし、国会がそういう点について関与できない。長官は当然関与できないけれども、実際にはそういうことで関与できないのです。例えばこの一つの事例に即して考えても関与できない。こういうあり方がいかに悪いかということですが。

長官いかがですか。こういうあり方についていかがですか。これは別にマル秘事項ではないし、防衛庁のマル秘あるいは外務省のマル秘とは違ふでしょう。国民に知らしても何ら差し支えないことを知らせないということについては、長官はいかがお考えですか。

○江崎国務大臣 決算委員会の委員でもおっしゃいましたが、これはやはり決算などで当然明らかにすべきものはする。それは件数が多岐にわたりますから全部という大変な量になるでしょうが、その代表的なものを挙げて今御質問のようでございます。それについてこういう事情であるというふうなことは、これは国会の質問に答えていくことは、私は所管外であります。あつていいことだと考えております。

○新村(勝)委員 長官からの激励をいただいたわけ、決算委でやれというふうに長官はおっしゃっておりますが、決算委からその要請を出せば出していただけますか。それはおかしいでしょう。内閣委でだめ、決算委ではいいということはないわけですからね。だから、そういう基本的な姿勢について大蔵省はどうなのかということですよ。

○藤村説明員 ただいま先生のお話は、直接に意思決定過程の稟議書そのもの、あるいは決議書そ

のものというのではないかと思いますが、これにつきましては、これまでの意思決定過程のそれぞれの手続手続の項目につきましてはお出しできるのではないかと思います。決議書の中身につきましては、国会審議の御参考ということで、内容につきましてはできる限りの御説明はさせていただきます。文書そのものにつきましてはひととつ御了解をいただければということとございまして、内容の御説明につきましては私どもでもできる限りの御回答を申し上げたいと思います。

○新村(勝)委員 そうすると、文書は出せないということであれば、文書そのものの内容そのまますぐり委員会で説明することはできるわけですね。できますね。文書に記載されていることそのとおりを委員会が発表するということはできません。

○新村(勝)委員 大臣のお言葉もありましたし、また今の御答で「極力」ということでありますから、それを信じて一応はそれで了解しますけれども、財政民主主義というのは、国民の財産を処分運用する場合には国民に諮る、国民に諮るということは国会に諮るということ。国会の関与を当然必要とするというのが原則ですから、それをひとつお忘れなくお願いしたいと思います。

○新村(勝)委員 大臣のお言葉もありましたし、また今の御答で「極力」ということでありますから、それを信じて一応はそれで了解しますけれども、財政民主主義というのは、国民の財産を処分運用する場合には国民に諮る、国民に諮るということは国会に諮るということ。国会の関与を当然必要とするというのが原則ですから、それをひとつお忘れなくお願いしたいと思います。

○新村(勝)委員 大臣のお言葉もありましたし、また今の御答で「極力」ということでありますから、それを信じて一応はそれで了解しますけれども、財政民主主義というのは、国民の財産を処分運用する場合には国民に諮る、国民に諮るということは国会に諮るということ。国会の関与を当然必要とするというのが原則ですから、それをひとつお忘れなくお願いしたいと思います。

○新村(勝)委員 大臣のお言葉もありましたし、また今の御答で「極力」ということでありますから、それを信じて一応はそれで了解しますけれども、財政民主主義というのは、国民の財産を処分運用する場合には国民に諮る、国民に諮るということは国会に諮るということ。国会の関与を当然必要とするというのが原則ですから、それをひとつお忘れなくお願いしたいと思います。

○新村(勝)委員 大臣のお言葉もありましたし、また今の御答で「極力」ということでありますから、それを信じて一応はそれで了解しますけれども、財政民主主義というのは、国民の財産を処分運用する場合には国民に諮る、国民に諮るということは国会に諮るということ。国会の関与を当然必要とするというのが原則ですから、それをひとつお忘れなくお願いしたいと思います。

○新村(勝)委員 大臣のお言葉もありましたし、また今の御答で「極力」ということでありますから、それを信じて一応はそれで了解しますけれども、財政民主主義というのは、国民の財産を処分運用する場合には国民に諮る、国民に諮るということは国会に諮るということ。国会の関与を当然必要とするというのが原則ですから、それをひとつお忘れなくお願いしたいと思います。

○新村(勝)委員 大臣のお言葉もありましたし、また今の御答で「極力」ということでありますから、それを信じて一応はそれで了解しますけれども、財政民主主義というのは、国民の財産を処分運用する場合には国民に諮る、国民に諮るということは国会に諮るということ。国会の関与を当然必要とするというのが原則ですから、それをひとつお忘れなくお願いしたいと思います。

○新村(勝)委員 大臣のお言葉もありましたし、また今の御答で「極力」ということでありますから、それを信じて一応はそれで了解しますけれども、財政民主主義というのは、国民の財産を処分運用する場合には国民に諮る、国民に諮るということは国会に諮るということ。国会の関与を当然必要とするというのが原則ですから、それをひとつお忘れなくお願いしたいと思います。

○新村(勝)委員 大臣のお言葉もありましたし、また今の御答で「極力」ということでありますから、それを信じて一応はそれで了解しますけれども、財政民主主義というのは、国民の財産を処分運用する場合には国民に諮る、国民に諮るということは国会に諮るということ。国会の関与を当然必要とするというのが原則ですから、それをひとつお忘れなくお願いしたいと思います。

○新村(勝)委員 大臣のお言葉もありましたし、また今の御答で「極力」ということでありますから、それを信じて一応はそれで了解しますけれども、財政民主主義というのは、国民の財産を処分運用する場合には国民に諮る、国民に諮るということは国会に諮るということ。国会の関与を当然必要とするというのが原則ですから、それをひとつお忘れなくお願いしたいと思います。

す。次に、防衛庁はいらっしゃっていますか。——実はこれは千葉県に関するものでございまして、ちょっとローカルな問題ではありますけれども、極めて重要な問題でありますのでお伺いしたいと思います。

○新村(勝)委員 先生御承知のように、私も、国有地を随意契約で処分する場合には、先ほど申し上げましたが、都市計画事業の施行者としての認可を受けることが最低の条件でございまして、そういう認可手続の終わっていないものについては最終的な形での意思表示はできないわけでございます。したがって、都知事の認可を受けた場合には売り払いすることができると見込みであるという形での回答になったわけでございます。

○新村(勝)委員 わかりました。趣旨はわかりました。後でその回答の全文をいただければ幸いです。○藤村(勝)委員 照会文書と財務局長からの回答文書でございまして、これは相手が東京都知事でございまして、東京都の方に意向を確認した上で検討させていただきたいと思っております。東京都の意向を確認した上で対処させていただきたいと思っております。

○新村(勝)委員 ざひ出してもらうように、これは東京都に一応連絡することが必要であれば連絡しても結構ですけれども、東京都がそれを拒否する理由はないはずですから、拒否する理由はないし、恐らく拒否しないでしょう。ですからこれはざひ出していただきたい。お願いをいたします。

○新村(勝)委員 ざひ出してもらうように、これは東京都に一応連絡することが必要であれば連絡しても結構ですけれども、東京都がそれを拒否する理由はないはずですから、拒否する理由はないし、恐らく拒否しないでしょう。ですからこれはざひ出していただきたい。お願いをいたします。

○新村(勝)委員 ざひ出してもらうように、これは東京都に一応連絡することが必要であれば連絡しても結構ですけれども、東京都がそれを拒否する理由はないはずですから、拒否する理由はないし、恐らく拒否しないでしょう。ですからこれはざひ出していただきたい。お願いをいたします。

○新村(勝)委員 ざひ出してもらうように、これは東京都に一応連絡することが必要であれば連絡しても結構ですけれども、東京都がそれを拒否する理由はないはずですから、拒否する理由はないし、恐らく拒否しないでしょう。ですからこれはざひ出していただきたい。お願いをいたします。

○新村(勝)委員 ざひ出してもらうように、これは東京都に一応連絡することが必要であれば連絡しても結構ですけれども、東京都がそれを拒否する理由はないはずですから、拒否する理由はないし、恐らく拒否しないでしょう。ですからこれはざひ出していただきたい。お願いをいたします。

○新村(勝)委員 ざひ出してもらうように、これは東京都に一応連絡することが必要であれば連絡しても結構ですけれども、東京都がそれを拒否する理由はないはずですから、拒否する理由はないし、恐らく拒否しないでしょう。ですからこれはざひ出していただきたい。お願いをいたします。

○新村(勝)委員 ざひ出してもらうように、これは東京都に一応連絡することが必要であれば連絡しても結構ですけれども、東京都がそれを拒否する理由はないはずですから、拒否する理由はないし、恐らく拒否しないでしょう。ですからこれはざひ出していただきたい。お願いをいたします。

○新村(勝)委員 ざひ出してもらうように、これは東京都に一応連絡することが必要であれば連絡しても結構ですけれども、東京都がそれを拒否する理由はないはずですから、拒否する理由はないし、恐らく拒否しないでしょう。ですからこれはざひ出していただきたい。お願いをいたします。

○新村(勝)委員 ざひ出してもらうように、これは東京都に一応連絡することが必要であれば連絡しても結構ですけれども、東京都がそれを拒否する理由はないはずですから、拒否する理由はないし、恐らく拒否しないでしょう。ですからこれはざひ出していただきたい。お願いをいたします。

ておるわけでありませう。これは御存じだと思ひますけれども、それを踏まえて、少なくともNLPの問題が解決するまではこの滑走路の工事をぜひ延期してもらいたい。永久に延期してもらえれば一番いいですけれども、少なくともNLPの問題が解決するまでは工事をやってもらつては困りますよということを知事を初め言っているんです。この問題についてはどうお考えですか。

○中川説明員 お答えいたします。
ただいま先生申されました地元の皆様方からの要請書はいただいております。

先生も御承知のごとく、防衛庁といたしましては、海上自衛隊の下総基地の滑走路の改修工事を六十一年度から実施することを計画しております。これは御承知と思ひますけれども、六十二年度から下総基地にP3Cを配備いたしました、パイロットを初め搭乗員の教育訓練を実施するためには必要な工事でございます。米空母艦載機の夜間離着陸訓練基地として利用することを目的とするものではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○新村(勝)委員 これはNLPのためではないというふうにおっしゃいますけれども、実際にやりになる工事についてはNLPもやれるような設備、強度、それから周囲の状況になるわけです。ですから、住民にしても知事にしても市長にしても町長にしても、これは心配せざるを得ないわけです。すぐにNLPに転用することが出来る設備になる、そういう条件を具備するに至るわけですから、その心配は当然なんです。そこで、少なくとも地元にもそういう心配をかけないようにできないかということなのです。

○中川説明員 お答えいたします。

ただいま申し上げましたとおり、この下総基地の改修工事というのは六十二年度からP3Cが配備されるということで、パイロットを初め搭乗員の教育訓練を実施するというところでござい

ただ、現在も下総航空基地は、P2Jのいわゆ

る教育訓練基地として、パイロットを初め搭乗員の教育訓練をやっておるわけでございます。機種が変更ということになりましたP2Jが逐次P3Cに取りかわつていくということになります。教育訓練を実施するためには、下総基地をP3Cの教育訓練を可能なように施設の整備をやっていかなければならぬという観点から整備を実施するものでございまして、先ほど申し上げましたように、米空母艦載機の夜間訓練基地として利用することを目的としておるものではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○新村(勝)委員 いや、それはわかるのですよ。わかるというが、そういうふうにおっしゃっていることはわかります。ずっとそれを繰り返していらつしやるわけですから、そういうふうにおっしゃることはわかるのですけれども、住民の不安はそれではぬぐえないということなんです。だから、住民に対して不安を与えないようにするということは、NLPに使われることは絶対ないという保証といえますか、そういう状況になるまではこれはやるべきではないと思うのですけれども、それについて再考する考えはないかということなんです。

○中川説明員 お答えいたします。

先ほど来申し上げておりますように、下総基地はいわゆる対潜哨戒機の教育訓練基地として必要な施設でございます。したがって、P3Cのために改修するというところでございすけれども、これは現在使用しておりますP2Jにかわるというふうなことで、P3Cになつても教育訓練の内容が現在とは変わらないというふうなことでございすので、この下総基地の施設の整備について御理解をいただきたいと思います。

○新村(勝)委員 さつぱり議論がはかどりません

ので、地元としては知事以下市長、町長、住民すべてがこの工事については延期してもらいたいという強い要請がありますので、その要請がある

ことをひとつ心に強く銘記してもらいたいという

○中川説明員 お答えいたします。
ただいまの御質問は、P3Cが入りますれば現在の下総基地が戦略基地になるんじゃないかというふうな御質問でございますが、先ほど来申し上げておりますとおり、P3Cが下総に配備されたといひましたけれども、現在P2Jを使用して訓練をやっておる基地、いわゆる訓練基地ということと何ら変わりはないということで御理解いただきたいと思います。

○新村(勝)委員 いや、そうじゃないのですよ。そうじゃなくて、P3Cという飛行機の性能、機能、それから言ひましたも、あそこを基地にして対潜哨戒あるいは対潜行動をするわけですから、これはP2Jとは、それから今までの下総基地の機能、役割とは全然違つてくるのです。これは常識なんです。そういうことについて当然お考えであろうと思ひますし、そういうふうな基地の性格が基本的に違つてくる、変更されるという場合に、地元に対してそれなりの理解を得る説明なり了解なりは必要だと思ひますけれども、いかがですか。

○中川説明員 お答え申し上げます。
先ほど来御説明申し上げておりますように、住民の皆様方からの要請書ということをおの方にいただいておりますし、その内容については承知しております。

それで、その工事につきましましては、先ほど来申し上げておりますように、あくまでも教育訓練基地ということで、機種が変更になつてもやはりそ

れに対応するような教育訓練をやらなといけな

○新村(勝)委員 これは改めて防衛庁長官あるいは防衛局長から伺うことにいたしますけれども、そういう心配が地元にあるということをはひとつ伝えてくれませんか。

○中川説明員 実はその件についての担当者が参

○新村(勝)委員 以上で基地の問題は終わりました、次の問題に移りますが、次は長官にお伺い

靖国神社の問題であります。まず最初にお断わりしておきますけれども、私は、戦争のために戦没をされた方々に対しては深甚なる敬意と感謝を持っております、ということをお前置きにしましてお尋ねするのですが、靖国神社についてはいろいろ論議がありまして、政府もそれに対する対応については苦慮をされておるということはおわかります。その中で、これは外国から言われた、言われたいということではないのですけれども、A級戦犯が合祀をされておるということについて、これは率直に言っているいろいろの論議があると思ひます。この問題について神社の当局では、戦争犯罪としての過去は消えた、いわゆる戦犯は法的に復讐をしたのだということを解釈をされておる、その考え方に基いて合祀をされておるといふことが言われております。ところが一方、各方面からの深刻な疑問がこの問題についてはあるわけでありませう、長官としてはこの問題につい

てどうお考えですか。

○江崎国務大臣 御指摘のように、この靖国問題については懇談会が設けられて、そして戦没者に対する追悼の意を表しこれに参拝をするという結論に基づいて参拝が行われたわけでありましたが、A級戦犯の問題につきましては、やはりこれは神社側においてそういう手続がとられたというふうにして、今この問題について私が、それが妥当であるとか妥当でないとかというのを言う立場にはない、要するに靖国神社側がこれを合祀したという、靖国神社の立場での判断に基づいて合祀された、こういうふう聞いております。

○新村(勝)委員 そうしますと、政府としては合祀あるいはあそこにお参りをするということについては、その方針、だれを祭る、祭らないというふうな合祀の方針、こういったことについては全く国は関知しない、関与しないということですか。

○江崎国務大臣 これは国民とか遺族の方々が、靖国神社を我が国における戦没者追悼の場、それは中心的な施設である、こういう認識を持っておられますね。したがって我々はその追悼の意を表する。これはちやうど、八月十五日に戦没者の霊に追悼の誠をささげるといふ方法、ああいうやり方で、参拝においても本殿においてあるいは社頭において一札をするという方法をとって追悼の意を表しておるということで、御理解をいただきたいと思ひます。

○新村(勝)委員 それは宗教であるし宗教団体でありますから、崇拝する、参拝することは自由でありますけれども、国は公的に祭祀あるいは神社の方針については全く関与しないわけですね。関与しないわけでしょう。そうしますと、国として公式に神社に対して、運用とか合祀について関与をしないわけでありまして、憲法からいっても公的にかかわるというところは適当ではないと思ひます。そういう点でいかがなんでしょうか、一貫しないのじゃないでしょうか。

○江崎国務大臣 ごもつとも質問だと思ひます。要するに靖国神社の判断においてA級戦犯を合祀した、そのことについてまた政府とかくの間与をすれば、これは宗教法人に対する必ずしも受当な関与であるという域を脱しますね。そういう方面からいいますと、靖国神社の判断によって行われたことであり、それをまた政府が今直接関与をするという立場にはございせん。

○新村(勝)委員 それは神社がお参りになるということは、宗教法人としてこれは自由です。しかし、国は公的に関与できないわけですから、これに對して公式に参拝するということも、そういう理論からすると適当ではない。大臣や総理が個人的に宗教の立場から参拝するのはどう考えても自由でしょう。ですけれども、公的な立場で、公的な形で、公式に参拝することについては疑義があると思ひます。それはいかがですか。

○江崎国務大臣 懇談会の結論に従つて、追悼の意を表する、あくまでこれは国民的な追悼の情をおもんばかり、そこが事実追悼の場である、先ほども申し上げたとおりでございまして、追悼の意を表することについては、これは国民的感情からいいますともそんなに批判、非難されることではないというふうに考えております。

○新村(勝)委員 国民感情とおっしゃいましたけれども、靖国神社の神聖さあるいは権威、これについて我々は云々はしております。靖国神社はありがたいという方はそれで結構だと思ひます。ただ、国家権力という立場からして、あるいは憲法の条章からして疑義があるのではないかとこのことを言っておるわけなんです。どこの国でも確かに、国家の命令ですか、国家の公的な行動によって命を落とした者に対して一定の敬意を表する、一定の形式でこれを全国民が尊敬と感謝の対象にするということはあると思ひます。あると思ひますし、そのことについては我々は否定をしていないわけですね。ただ、靖国神社の基本的な性格あるいは政府と靖国神社との関係、かわり合

い——これはかわり合ひはないと言ひますか

ら、そういう点からして、その理論の脈絡からして、公的な立場で総理あるいは長官なり大臣なりが公的に参拝することについては疑義があるということを言っておるわけなんです。

靖国懇の答申の中でも、諸外国がやっているような無宗教による、宗教なり信条なりの違いを超えて全国民が尊敬のできる、そういう形での霊場といひますか廟といひますか、そういうものをつくることを十分考えるべきだということも言っておるわけですね。ところが政府は、そのことについては全く一顧だも与えないというふうなことで、すね。ですから長期的にはそういう方向に行くべきだ。長期的というのはい方がよくないかも知れませんが、基本的にはそういう方向に行くべきだというふうにお考えになりますか、どうですか。

○江崎国務大臣 この問題については、私も、随分以前ですが、内閣委員として関与したこともございします。いろいろな経緯もございしましたが、現在もやうど全国戦没者の霊に天皇皇后両陛下も追悼の意を表せられる、たまたま靖国神社は国のために亡くなった戦没者の追悼の場所であり、これがお参りしてあるということ、そこにお参りをするという追悼の意を表する、その参り方については、神式にはよらないで、一拝をするという方法によって追悼の誠をささげるといふことは、国民感情からいいますと、また国のために亡くなった人に対する哀悼、いたわりの心からいいますとも許されることではないかというのが靖国懇の結論でありまして、それに従つたわけであり

す。

○新村(勝)委員 国民感情とおっしゃいますが、我々は国民感情を無視することはすべきではないと思ひます。ただ、一〇〇%国民感情に流されると言つていいかどうか知りませんけれども、国民感情だけによつて事態を判断するということではいけないと思ひます。国民感情は尊重しながらも、やはり理論的に正しい方向にこれを向けていくということが必要だと思ひますが、長官

にはひとつもう一歩踏み込んでこの問題についてお考えをいただきたいわけですね。

もう一問お願いいたしますけれども、そうしますと、神社の今の方針を再考していただきたいというふうな要請といひますか申し入れといひますか、そういうことをするお考えはありますか。

○江崎国務大臣 今の内閣が、御承知のような靖国懇の方針に従つて追悼の意を表する、こういう形式を踏んでおります以上、私は今ここで新たな意見を述べるといふことは差し控えたい、そういうふうに思ひます。しかし、追悼の意を自然な形で表するということは、おっしゃる御意見、よく承つておきます。

○新村(勝)委員 次の問題に移りますが、行政監察といふことがやられております。これは行政の各般にわたつて監督、監査、指導をされるわけでありまして、それが行政の各分野にわたつて一様にやられていないということが言われておるわけですね。特に防衛、それから海外協力、それから医療費等の分野については行政監察がやられていない、こういうようなことが言われております。防衛についてはこれは秘密事項が多いからではないか。また海外協力については、これは最近のいろいろな問題もあつたけれども、海外協力についてはその方法がいろいろ難しいということがあると思ひます。しかし多額の税金が使われておるわけですから、海外協力についても十分監察が行われなければいけないと思ひます。この防衛、海外協力については監察がされていらないようでありまして、その理由と、これからやらなければならないのかどうか、それをお伺ひします。

○江崎国務大臣 そういふ特段の聖域というものは設けておりません。

○竹村政府委員 ただいま防衛関係と海外経済協力との関係でございしましたが、これらにつきましては従来の対応でございしますが、例えば経済協力でございしますと、全分野ではございせんが、技術協力を中心としたしまして四十九年に勸

告をしてあります。

それから防衛関係につきましても、これは各省横並びの関係でございませうけれども、業務の効率化というふうなことで、その範囲内での監察は実施しております。

一応、従来の経緯はそういうことでございませう。

○新村(勝)委員 時間がありませんので、次の問題に移ります。質問をずっと続けて申し上げますので、お願いします。

自治医大というのがございませうね。この自治医大の運用について、これは全国の都道府県が出資をしておりますが、出資者の知事のうちで九〇%が、自治医大の存続に疑問を持っておられることが言われております。もう使命は終わった、あるいは使命が当初の考えのように行われていないということだと思えます。自治医大のあり方について聞いて直すべき時期に来ているのではないかと思います。

それから、その自治医大が栃木県に広大な附属病院があるにもかかわらず、第二病院を今つくろうとしておられるわけですか。そういういろいろな疑問がある中で第二病院をつくるのが果たして適当であるかどうかということ、これが第二ですね。

それから、この第二病院について自治医大は現在、大宮市の土地開発公社で買った土地、これは目的は消防防災センター用地として買ったわけでありまして、このうち約一万坪を大宮市より提供させる動きがあるわけですか。これについては市内にも、使用目的が違ふというふうなことで進出を認めるべきではないという強い世論があるようでありまして、その問題についてどう考えるか。

それから第四に、地元の埼玉県知事もこの問題については態度を保留しておられるわけですか。そしてまた、地元の医師会を初め地元との話し合いも全くなされてない。こういう中で強行することについては大変疑問があるということが言われておられるわけでありませうけれども、どうお考えであるか。この四点をお伺いします。

○江崎國務大臣 私、ちょっと管轄外だと思つてよそ見をしておりまして失礼をいたしました。政府委員がいないようでございますから、私からお答えをいたします。

医師の数が多過ぎる。自治医大は必要に迫られて、本当はあれは僻地対策ということが中心だったんですが、それがだんだん一般医というふうな形に性格が変わってきた傾向も否定できないと思ひます。これは各県からの出資ということなどもありましてね。ですから、今御質問にありましたような点については、これはやはり国務大臣として配慮すべきことというふうになつておきます。

○新村(勝)委員 終わります。

○志賀委員長 午後一時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時三十分開議

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鈴切康雄君。

○鈴切委員 総務庁は内閣委員会の所管でございまして、きょう初めて総務庁長官に御質問をさせていただきます。機会があつたわけでございますが、ほかの委員会は大体その所管の大臣が所信表明をされてその所信表明に対しての質疑が行われるというふうなことが通例になつていっているようにございませうけれども、内閣委員会は前からの慣例もございまして、一般質問的な要素も含めて法案の審議のときに質疑をするということになつております。

そこで、総務庁長官であると同時にまた特命事項担当大臣として、大変にお忙しいお立場でいらっしゃるわけですが、きょうはそういう意味も含めて若干質問をしたいと思つております。

恩給法の問題につきましては、恩給としては制度の改革等について若干論議されておりますし、中身については通例の恩給のアップということでございますからさほど論議を重ねるというふうな

ことにもならぬだらうと思ひますので、まず江崎総務庁長官に、江崎総務庁長官は、恩給とか行革とか公務員給与等を所管する総務庁の長官という側面と、今申し上げましたようにいわゆる対外経済対策の円滑推進、または民間活力の導入推進という特命事項担当大臣としての両面を持つておられるわけですか。そこで、経済財政政策に関する特命大臣としての基本的な考え方から伺ひをしたいと思います。

まず最初に、二月二十一日の月例経済報告閣僚会議では、最近の急激な円高が国内経済などに及ぼす影響を懸念する声が相次いだと報道されております。来年度の経済成長を公約どおり四%に保ちつつ、対外経済対策を円滑に運営していくということは相当困難なことだと私は考えております。特に円高によるデフレ傾向が出てい一方、内需拡大にもいまだ一決定打が欠けているように思われ、サミット議長国として苦しい立場に置かれていと思ひますけれども、特命事項担当大臣としてはサミットにどのような姿勢で臨まれるおつもりであるか、その点をまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○江崎國務大臣 ごもっともな御質問でございまして、にわかには円高、円高ということとは結論的に言えばそれだけ円の価値が高くなつたことではないことですが、何でもにわかというものは高くなるにしろ安くなるにしろそれなりの犠牲者が出るわけで、特にデフレ現象が今顕著であることは御心配のとおりであります。

私も月例経済報告のときには、ソフトランディングすることはいいけれども、こういうあり方は困る、せっかくグループ5というものがある以上は、そのグループ5とは絶えず連絡をとつておるだらうから、大蔵省なり日銀からそれなりの対応策、特に百七十円台などというところは日本の経済に悪影響を及ぼすことを懸念して好影響はもたらさない、そういうことを緊密に連絡すべきだということをお強く発言した一人でもあるわけでございます。

そこで、サミットをどう迎えるのか、これは大変難しい場面に日本は立たされておられるわけでありまして、あのアクションプログラムというのは、あれは私は党の責任者として副委員長をいたしましたが、総理、総裁である中曽根総理みずからが本部長を買ひ、それからその当時は特命大臣が河本さんでありましたが、これは副本部長、党は私というふうなことで、皆さんの御協力を得て法律案も早く通していただいて、千八百四十九品目、四月からあと四品目ぐらゐが加わるわけでありまして、相当思い切つた税制改革もやつて、税の平均率から言ふならば世界で一番低いのが日本の関税、そこへ円高というふうなことから、これは関税の問題で問題はもう一切ないと言つてもいいくらいで、それくらい私は評価されていいものだと思ひます。

ただ、規格・基準・認証などという問題がいまだに米國あるいはECあるいはASEAN諸國からも声が上つておられますので、このフォローアップを三月末までに確実にしたいということをお強く求めておるところであります。

それからいろいろな規制ですね、デレギュレーションの問題、これはやはり見直しを常にしていくなことが必要である。

それから特定品目にかかわる節度ある輸出、これはやはり協調体制のもとに経済サミットも行われておられるわけですから、日本だけが突出して、日本だけがひとり貿易立国とはいえないながら輸出が過大である、貿易インバランスが日本だけがいかにも目立ち過ぎるというふうなことは、これは各國から非難の対象にもなりまして、議論の対象にもなりまして、そういう面でも、象徴品目とされる自動車などについては既に自衛を發表したことは御承知のとおりであります。そして、今円高であるからこそ、多角的な貿易交渉の開始に向けてリーダーシップをとることもできるのではないかと、こういうふうに思ひます。

なおまた、今度のサミットでは、円の国際化についても、金融市場の自由化ということに伴つ

て、もともと強く日本側としても発言をしていくことが必要ではないか。国際通貨の問題といましても、なかなか今のフロート制をすぐ改める案がだれが考えてもあるとは思いませんが、しかし理想的な手段があるのかないのか、次の視点に向いてお互いが研究を重ね合う、これはもちろん必要ですね。しかし日本が輸入をする、いわゆる輸出じゃなく物を買うときに、円がわずかに三%足らずであるなどという状況は、世界の経済大国などとなりそうに言われながら、いかにも少な過ぎる。輸出については近隣諸国との貿易でどうやら四〇%弱、これも三〇%台です。しかし買ひ手市場で、いかに石油と銅がドル決めでありしかも長期契約であるといひながら、もともと円は国際化を進めるといふようなことをサミットで強く強調してもらいたいということ、大蔵大臣あるいは総理大臣などにも要請をしておる次第でございます。

長くなりますから、また御質問によつて答えることにいたします。

○鈴切委員 莫大な対米黒字を初めとする対外経済問題の解決のために、政府は、先ほど申し上げましたように、アクションプログラムの実施により貿易摩擦の解消を図り、他方では、民活の一括法案を大規模な内需拡大政策の実施という形でやろうとされております。

当初、民活問題については、各省庁でいろいろと検討をされておったところが、やはり結論的には同じような形になったということで、これが一括法案という形で出されるということをお願いしておりますけれども、民活法案が一本化された意義について、大臣はどのようにお考えになっておるのでしょうか。

○江崎国務大臣 ちょうど私もここに一表を持っておりますが、最初は通算省、それから運輸省は港湾利用の高度化促進法、それから通産省は新産業基盤整備促進臨時措置法、それから郵政省は民間活力の活用による電気通信の高度化基盤の整備に関する法律、それから建設省は特定都市開

発基盤整備促進に関する法律、こういうふうに名称もやや似通ったような原案が出されたわけでございまして。そこで官房の方から、特命室でこれを何とかまとめてみたかどうかという要請を受けまして、全くそのとおりだ、四省庁においてはそれぞれ今申し上げたように独自の法案を進めるといふことでありましたが、これは共通点がありますね。オートバレーアップする点が非常に多いのです。そこで四省庁間の意見を十分聞きまして、特命室がその調整に当たったわけであります。

そこで、法律の運用に際しては地元、民間の混乱がまず回避されますね。これは通算省に行け、これは運輸省に行け、これは郵政省に行け、これは上物の施設の整備が、都市基盤整備、公共施設の整備等と連携をとりながら一体的に推進されることになる、そういうメリットもございまして。

そういうわけで、これは国民のためにも、それから簡素にして能率的な政府を今つくろう、こういう総務庁の立場からいひましても、それぞれの言い分も聞いて、共管になる施設もございまして、どうやら一本化に向けて今話が煮詰まりつつあるところ、間もなくごらん供することができると思ひます。

○鈴切委員 昨年の対米貿易黒字は約四百九十億ドルだといふふうに聞いておりますけれども、政府としては、G5による円高の操作あるいはアクションプログラム、さらには関税引き下げ等あらゆる手段を講じて、対米貿易の改善を図っておられるわけでございまして、それでもことしはやはり五百五十億ドルというように対米黒字が出るのではないかといふふうに言われております。となると、今は比較的保護貿易主義については鎮静化しておりますけれども、これが五百五十億ドルという黒字ということになりますと、貿易摩擦がますます深刻化することが懸念されております。対米あるいは対EC貿易で、これからどういう方策をとらうとされているのか、政府の考え

方をお聞きいたします。

○江崎国務大臣 まことにごもつともな御質問でございまして、私もその点では特命相として本当に苦勞をしておるところでございます。

したがって、先ほど申し上げましたから繰り返しますが、アクションプログラムの徹底とかそれから輸出の自衛とか、いろいろな方法もありますし、何といつても民需を引き出さなければならぬ、増税なき財政再建といふことで悪戦苦闘して、皆様にも御苦勞をかけ、御協力をいただいておりますが、財政事情からいひますと、地方財政まで含めるとGNPの四九%、国費で四三%というのが日本の赤字の実情でございます。それからアメリカが約四〇%、アメリカの財政事情は悪いといひながら、むしろアメリカの方がまだ救いがあるようなんであります。

そういうことで努力をしておるわけであります。が、今おっしゃる通りに、五百五十億ドルというのはまだ適当な数字で、先ごろスミスというUS TRの大使が参りまして、二、三日前にも私は会いました。今度は七百億ドルになるでしょうと、あの人は非常に強気の人ですが、思いもかけない数字を言うのです。それはアメリカ側ももっと輸出努力をしてくれなければいけません。特に今円高のときこそ輸出がしやすいではないかといふことも強く申し上げ、要望をしたわけであります。

私は、これをどう切り抜けるかとおっしゃると、話が長くなりますから結論から申し上げますと、アメリカと日本の経済というものはナンバリーワンとナンバリーツーということになっておりますが、向こうはGNPの二〇%、こっちは一〇%強といふことで、世界の三〇%国ともなれば、相当競争しているんですよ。競争というより何といひますか、水平分業があつたり協調体制がとられておるわけです。まだ昨年度の数字が出ておりませんが、私、スミスにもまた国務次官ウォーレスさんにも申し上げたことですが、案外アメリカ側で気がついていないものに、日本との間には随分

深いつながりがありますよ。そして、日本のインバランスを言われるけれども、そのほとんど三〇%というものはあなたの方のために貢献しておりますよ。その数字、これはジェットロ、通算省が合同で一九八四年の統計であります。日本の勤勉意欲、それから日本の技術力、こういったものを評価して、アメリカが単独で進出しておる企業が随分あります。これらがアメリカに二十億ドルの逆輸出をしているわけですね。それからOEM、これはアメリカのブランドを日本と合併でつくっておる商品、このOEM商品が五十億ドル、アメリカに出ていっております。それから、どうしてもアメリカが製品化するために欠かすことのできない部品が約八十億ドル、それから、アメリカでは全く生産をされていないが要とする商品、例えばVTRのようなもの、こういったようなものが四十億ドル、合わせて百九十億ドル、これは一九八四年の六百十三億ドルに對照しますと全く三〇%ですね。三〇%がアメリカ経済に貢献をしておる。水平分業体制になっておる。

これは今のスミスも、初めてその数字は聞きまして、こう言っておりましたし、ウォーレス国務次官、七十四歳のベテランでございますね、この人も、そういう数字をもつと日本は積極的にPRしてくれ、いや、PRしているつもりなんだが、なかなかそういうのをそちらのニュースペーパーが取り上げてくれないのだという話をしました。これは昨年の数字も間もなくお答えすることができると思ひますので、サミットなどでも、こういった密接な関係にあることを言つて、だから日本商品は悪であるというふうなことは言つてもいいくない。

ウォーレス次官は、これはベテラン、大学の学長をやつたり実業家でもあつた、コダックの社長なんかも経験された方で、特にシュルツ長官に請われてなつた次官ですが、いや、日本の商品はいから売れるのですよ、そうあなたまでがアメリカの議員病のようにまゆをひそめてばかりおならなくとも結構ですよ。いや、そんな話はアメリカの

代表から初めて聞きますねと言つて、私はむしろ感謝しながら対応したことでありますが、だんだんこういう水平分業をもっと広げ、密接不離であるということに向かう側にも宣伝する必要があるんです。これは大事なことだと思ひます。

それからまた、これは各党の皆さんにもぜひ御協力を願ひたいと思ひますが、各州の知事などになりまして、日本に対する企業誘致が非常に熱心なんです。そしてまた、雇用に貢献してくれたいということについて大きく評価しておつてくれます。それで、日本の企業の生産性、合理化、こういったものにも学ばなければならぬということから各州との間で姉妹提携を結んでおる県あるいは都市対都市、こういったものを深め、また議員連盟もつくりまして、そして本間に日本の経済とアメリカ経済というものは水平分業で深くつながり合つて補完し合つておる、これをサミットで徹底することが必要である。

私は、貿易摩擦の面だけについてお答えすれば、以上でございます。

○鈴木委員 中曽根総理大臣が、東京サミットの重要課題を、世界経済活性化のための政策調整と一つ平和軍縮に置く方針を固められたという報道がなされておりますけれども、かなりデフレ色を強めておりますところの世界経済の景気浮揚のために、我が国が打ち出すべき役割と分担とかそういう具体的な施策をどのように考へておられますか。その点大臣の御所見をお伺いします。

○江崎国務大臣 仰せのように世界的な軍縮、これは大國の代表が集まるわけでございます。サミットはもとと経済が中心の集まりであります。軍縮問題について議論をすることは当然あつていいことだ。特にアメリカ、ソ連がテーブルに着き、また第二回の会談が行われるということも期待されております。また日本にも八年ぶりにソ連の外相が訪日する、今度は安倍外相が訪ソするといふような段取りなどから考えましても、当然話題になることはあると思ひます。

その他の内容等につきましては、今それぞれ積み上げ中でありまして、この場面でまだ具体的に私がどうなる、こうなる、国際経済摩擦等については先ほどお答えを申し上げましたが、全般の議題、全般の問題についてはそれぞれ各代表が今詳細に打ち合わせを進めておる段階でございます。まして、いづれ近い機会に明らかにされてくると思ひます。また、その機会に御答弁を確実なものとして申し上げたいと思ひます。

○鈴木委員 次に、行政改革に対する総務庁長官の所見をお伺いしたいと思います。

臨調答申及び行革審では「増税なき財政再建」を基本方針に思ひ切つた改革ということがうたはれておりますけれども、政府が今までやってきた行革は、実際には骨にまで達する行革ではなくして、むしろ簡素合理化、効率化ということが主たる目的になつた行革であるように私も見てゐるわけですが、だから、例へて言うなら、金減らしの効果がほとんどあらわれずに、百四十兆円の国債発行額が実際にはふえる傾向にあり、「増税なき財政再建」はかけ声だけで、実際には不可能なような状態になつております。

行革推進の立場の大臣として、確かに簡素合理化、効率化ということについては必要な部分でありまして、少くとも行革をやつたことによつてこれだけの節約ができたとか、あるいは国民の皆さん方が、なるほどやつてゐるなというふうなことになるやうに、私はなかなか国民的な合意が得られないやうなところを思ふので、すけれども、今後どのように行革を推進されていくかといふところ、総務庁長官のお立場としてお伺ひいたします。

○江崎国務大臣 仰せのように、「増税なき財政再建」というのは本当に困難な道のりだといふふうに思ひます。私は、予算委員会でも正直に、大臣でないときは党内でも、建設公債はいいじゃないか、建設公債出せ、こう言つて大に、大きな声で主張をした一人でございます。しかし、総務庁を直接担当してまして、「増税なき

財政再建」というものの中にも中曽根総理が妥協をしたりしておつたとしたら、今までの行政改革といふものはできなかった、これは自分の考えが間違つておつた。これは党ではいろいろな議論をいたしますが、最終的には予算編成段階で一本にまとめるわけですが、私は、よくぞ「増税なき財政再建」をここまでこたえてきたという評価を今しておる一人でございます。

また、それは関係としてばかりではなくて、もしあれを妥協しておつたら、年金の改革も健保の改革もできなかったであらうし、電電にしろも果たしてどうなつておつたのか、専売公社の民営化ということも果たしてどうなつたのか。特に国鉄のこれから議論がかわびすしい民営・分割化という問題も到底不可能で、恐らくこれは話だけに終わつてしまつたのではないかと。やはり「増税なき財政再建」という合言言葉のもとに、本當に政府が苦しい立場を貫いたことがこゝになつて、それなりの成果が上がつたといふふうに評価をしておるものであります。

今後につきましても、まだ地方の簡素にして能率的な地方行革を進めなければなりません。そして、人員の自粛等についてもそれぞれ予定どおり各省庁とも協調を得ておる、そしてまたその中で、国鉄の余剰人員を逆に親切に相互扶助の立場で吸収して、これも当然の責任ですね。そういうことでやり合つていくわけでありまして、それから、派手な御答弁はできませんが、着実に、粘り強く、そして今おしやつたやうに、補助金の合理化とかあるいはまた政府の余剰土地の国有財産を、国民の財産を有効適切に手放すとか、これも一遍きりのものでありますから、批判を受けないうやうにしながら、例えば電電の株式にしましては日航の株式にしまして、御納得のいく形でやはり財政再建に貢献させると同時に、行革は絶えず進めていかねばならない。

これは、ちよつと手を緩めると、やはり民主政治といふものはどうしてもサービスの面に重点が置かれまして、中央地方にかかわらず肥大化する

のが常であります。そういった面で、サービスがよくなることはいいことですが、極端な肥大化、これは調整しなければなりません。そういった意味で、今後とも厳しく臨んでまいりたいと思ひます。

○鈴木委員 中央省庁の統廃合におきましては、行政管理局と総理府の一部を統合して総務庁がつくられました。総務庁がつくられたといつても、そのことがどれだけ財政再建に寄与できたかといふことは、私は大変に未知数の問題だらうといふふうに思ひます。臨調答申を最大限尊重して実行してきた政府の行革で、今までにどれだけ財政再建に寄与したといふふうにお考えになつてゐるのか、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○江崎国務大臣 これは国、地方を通ずる行政の全般を幅広く見通しまして、中長期的な展望に立つて行政のあるべき姿を実現していく、こういう目的でやつてきたわけですね。そして、時流に合つた簡素にして能率的な役所づくり、これはある程度御了承いただけるような成果を上げておると私は思ふのです。

規格・基準・認証の問題はもとよりのことでありますが、民間活力を引き出す上におきましても、同様に、いろいろな基準の見直し、これは絶えず今も進めておるところでありまして、予算審議のさなかにも、例えば今朝も党側のそういう関係者と朝飯会をやりまして大いに激励をし、また要請、お願いをした次第でございます。

そういうわけで、将来にかけても相当な効果があらわれるわけでありまして、四年連続前年度比マイナスという公的年金、医療保険の制度改革の実施、補助金等の総額の三年連続の減額、こういったことを達成しておることはお認めいただけるものと思ひます。

○鈴木委員 臨調の第三次基本客申では、国土の開発利用等に関する企画調整機能の一元化の観点から、国土庁、北海道開発庁、沖縄開発庁の三庁統合が指摘されておりますけれども、実は全く手つかずの状態でありまして、国土三庁の統合につ

いては政府の検討はどのくらい進んでいるでしょうか。

○江崎国務大臣 これは御承知のように、五十八年五月二十四日の閣議決定を受けて、そして三庁連絡会議というものを設置し、そして、関係施設及び計画の円滑な調整を図るために協議を実施してあるところであります。したがって、結論的に申しますと、この連絡会議は五十八年の七月以降もう八回も開催されておるわけであります。

国土三庁の統合というものは、沖縄の特殊事情、これは配慮しなければなりません。行革審の答申でもその点に触れております。それからまた、当面、国土庁、北海道開発庁及び沖縄開発庁の長官は、場合によれば一國務大臣であることが望ましい。今たまたま北海道と沖縄は一人ですが、国土庁は別途ということになっております。こういう面についても、当該機関の担当して行政を配慮しながら、答申の線にたえるような方向に結論づけていきたい。それには、三庁の無理のない形の合意を得ることが必要だ。だから八回に及ぶわけでありますが、今後も旺盛に進めたいと思っております。

○鈴切委員 五十八年に連絡会議が持たれて、三庁のことについては八回いろいろ検討されているというふうに言われましたけれども、政府は確かに臨調答申に対しての尊重義務があるわけでございまして、そういう意味において、政府としてすぐ取り上げやすいものはどんどん取り上げていくわけでございすけれども、この種のような問題になってきますと、どちらかというと、連絡会議という機関だけが設けられて、実際にそれでは三庁統合ということになりますと、なかなかその結論が出ないということになるわけです。連絡会議を何回開いても、先ほどおっしゃるようなことも申された以上は、三庁統合というものはなかなか進んでいかないと思うのですけれども、これは大体いつごろまでにめどをつけようというお考えなんでしょうか。

○古橋政府委員 三庁統合という問題でございま

すけれども、これはその三庁のおのその地域におきまして特殊事情がございす。沖縄の場合もございす。あるいは北海道におきましても、北海道の我が国における食糧資源であるとか資源問題であるとか、そういうようなものの特事情がございす。したがって、もしそれをスムーズに臨調答申の方向にやっていくためには、それぞれの地域の方々の御納得をいただいてやっていく、今大臣が申し上げたとおりでございす。

私もどなたもいたしましては、現在その三庁の連絡会議を開いておられますけれども、臨調答申の実質的な趣旨、三庁統合を言われた趣旨というものは、当該計画において整合性を持たせるために三庁を統合するのである、こういうことでございすので、当面はおのその三庁の計画を実施してまいります場合に、意思の疎通を図るというようになことで、実際の三庁の行政事務について連絡調整をする、そういうことで連絡会議を開いていくわけでございす。こういうことによりまして自主的に臨調の御答申の趣旨が全うできるようにする、そういうことで現在やっておりますわけでございまして、当面この推移を見守りたいというふうに考えておるところでございす。

○鈴切委員 確かに沖縄あるいは北海道、それぞれ特殊事情があるというところはよくわかるわけでございす。また地元の御理解等も求めなくちゃならないわけでございす。特殊事情があるというところについては臨調の方も言っているわけでございすけれども、それじゃ果たして、今現在地元の御理解を得るためにどのように具体的に作業に入っておられるのか。その点はどうなつてい

○古橋政府委員 私ども常に臨調答申の実施状況というものを検討いたしておりますけれども、その際に、沖縄開発庁あるいは北海道開発庁あるいは国土庁にこの面についてどうかというお願いをいたしますけれども、まだまだ現在の地域の御要望では、統合していいという段階に至っていない。しかし、私どもは常に、最大限尊重をする

という態度をとっておりますので、あらゆる機会をつかまえてこの方向で努力してまいりたい。しかし、その場合におきましても、無理やりにこいうものは統合できませんので、各地元の御要望等も十分承って、円滑なその推進を図ってまいりたい、こいうふうに考えておるところでございす。

○鈴切委員 中央省庁における統廃合の問題については、これは総務庁という形で行管庁と総務府が一つになったことは中央省庁の中の目玉だとも言われておったわけでございすけれども、少なくとも政府自体がもっと真剣に行政改革に取り組むには、ただ単に機構をくっつけたというような状況では、ただ単に機構をくっつけたという状況では、合理的化できるような、そして、言うならば政府みずからが本当の行革について汗を流しているというところにならないと、ただ単に連絡会議を設けただけで、特殊事情もございす。あるいは理解を得なければならぬということであるならば、これはかけ声で終わってしまうわけでございす。

私が先ほど申し上げたように、臨調の答申を最大限尊重して実行するというのを常に表看板に持ってきた政府としてみれば、この問題は先送りしてしまつて結局はうやむやになつてしまつておられるのじゃないだろうかと思つておられるのですが、大臣どうでしょうか。

○江崎国務大臣 御激励、大変感謝にたえません。仰せのとおりでございまして、行政管理局と総務府の大部分が一体になつて行革推進のために総務府ができたわけですから、答申を着実に前進させることは全く仰せのとおりだと、私も同感でございす。

ただ、残念なことにといいいますか、これは国会の場合でもそうでありますが、総論は賛成であつても各論になりますと、地域の利害が錯綜いたしまして、北東公庫一つをどうするかという問題でも、まだまだ決めておられないからいろいろな陳情やお話があるというふうなことでありまし

て、事務当局が本当に苦労している意味が私も政治家であるだけによくわかります。

そうかといつて、これは今仰せのようにじんぜん日を過ごしたのではないけませんね。ですから、各地域が満足をし本当に整合性のある形で、なるほどという環境づくりに我々総務府は全力を挙げなければならぬと思つて。そういう点では、どうかひとつ議員各位におかれても御協力を願ひまして、自然な形で、なるほど統合されても不自由はない、万行き届いた形で三庁統合がなされた、こいう結論が得られるような御協力を改めてお願いも申し上げておきたいと思ひます。

○鈴切委員 次に、公務員給与の担当である総務庁長官に人事院勧告の取り扱い問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。

人事院勧告の取り扱いについては、ここ数年来、凍結や政府の手による勧告率を抑制した俸給表の作成、実施時期のおくれ等の、言うならば不完全実施が続いておりますけれども、江崎総務庁長官の前任者でありますところの後藤田総務庁長官は、昨年の十二月十日の衆議院内閣委員会での質問に対して、「余り御心配なさらないで、私はしばしばお答えしておりますように、三年間で完全実施をする方針であるということとひとつ信頼をいただきたい」という答弁をされております。その答弁からすると、ことしは四月から人勧を完全実施するという年になりますけれども、人勧の完全実施について後藤田前総務庁長官からどのような受け継ぎをされているのか伺いたい。また、この問題をどのように取り扱いはされるお考えなのでしょうか。

○江崎国務大臣 財政事情の苦しいことは先ほど来申し上げたとおりでございす。人事院総裁も来ておられますけれども、人事院勧告があれば、やはり俸給というものは勤務の基礎条件に関する重要な問題である、自分も、今までは三年間いろいろな事情によつて一〇〇%実施ということではできなかったが、できるだけ人事院勧告の線に沿つて期待にこたえられるような最善の努力をした

い、そういう答弁をしてきておる、これはお含みを願いたい、こういう受け継ぎを受けております。

○鈴切委員　そこで、人事院総裁にお伺いいたします。

民間企業のベースアップについては春闘がこれからですので具体的な話はできませんけれども、春闘が終わった人事院としても従来どおり民間企業の給与実態調査に入ると私は思います。

そこで人事院総裁、民間企業に勤めている方々は可処分所得の目減りで春闘にはかなり高い要求額を掲げておられます。ちょっと聞くとところによりまして、賃金闘争連絡会におきましては大体七％からプラスアルファ、鉄鋼労連においては五・七％、あるいは私鉄は一〇・三％、電機労連は七％程度というふうなことになる、春闘のアップ率についてはかなり高い目標を掲げておられます。この交渉は労使の話し合いにまたなければなりませんけれども、結果は結果として、これは政府は人勧の完全実施を約束している年だけに、調査結果が官民の給与の較差として、たとえそれが五％を超える数値に達しなくとも人事院としては勧告をすべきであると考えますけれども、人事院総裁のお考え方を聞かしていただきたい。

○内海政府委員　人事院におきましては、過去におきまして五％を切った場合にも勧告をいたしております。それはどういう事情かといえ、やはり国家公務員の給与というものは民間との比較の上で、要するに均衡を維持していくということが極めて大事でございます。あわせて労働基本権の制約という厳しい条件下にあるわけでございしますから、そういうふうないわば公務員給与の決定の理念というものを基礎に置き、さらにいわゆる現業公務員の給与の決まり方、あるいは公務員といひますよりも、そのときにおける生活の諸条件その他、いろいろな条件を勘案して、在来五％を切った場合にも勧告をいたしてきた、こういうふうにお考えしております。

さて本年の問題ですけれども、我々はこれから具体的に調査に入つて、その後どういふふうな官民間の給与の条件が出てくるかということ、これを今考えることは適当ではございませんし、また困難でございます。しかしながら、今申しましたようないろいろな考え方というものに立脚して、私もとしては、今年も慎重に、しかしながら積極的な考え方を持って検討をしていきたい。そしてその結果によっていろいろな措置が出てくる、こういうふうにお考えしております。

○鈴切委員　今あなたがおっしゃったのは、たしか五十三年の八月十五日衆議院内閣委員会、私が藤井前総裁に質問をしたときに、前総裁は、五％未満であっても勧告をした理由を、「人事院といたしましては、やはりこの較差が厳然とある限りは、この較差を埋めるために勧告を行うべきである」という結論に達しまして、と答弁されておられます。それから、さらに私が申し上げたときに、「諸般の情勢から言いますとやはり民間のしかるべき数、パーセンテージの従業員について何らかの措置が講ぜられた場合におきましては、金額全体としては仮に少ないものであつてもそれに見合う措置をやっていくことが、官民給与の均衡の問題からいってむしろ適当なのではないだろうか、公務員なるがゆえにそれを見送る、来年回しにする」といふことはむしろ適当ではない、私はこういうふうな基本的な考え方をしております。こういう御答弁があつたわけでございします。

そうなりますと、今人事院総裁は、この問題については慎重に、積極的にとらうおっしゃったわけであつて、何を言っているのかわからないわけですね。慎重にということ、これは慎重ということなんです。これは両方考えると全く何もやらないといふことになつちゃうので、慎重にというよりもむしろ、こういう問題については今の答弁等もあるから、人事院としては、これからの問題であるけれども積極的に取り組んでいきたいというふう

な御答弁にならないと、公務員は、人事院総裁は何を言っているんでしょうか、こういうふうになりすすけれども、その点についても一度御答弁願いたい。

○内海政府委員　前藤井総裁が鈴切委員に御答弁申し上げております考え方、これはいわば大変基本的な考え方であつて、私も今それを變更するとあるいはそういう考え方をとらないといふことは考えておりません。したがつて、私もそういうふうな考え方の方で対応をしていきたい。

それから、今の私の言葉ですけれども、慎重に考える、慎重に検討するといふことは大事なことでございまして、おろそかにしてはいけないのでございします。官民の較差の検討といふものは、どこまでも精密に、科学的に、厳しく検討していかなければならぬ。その出てきたものと、さらにいろいろの先ほど申しましたような他の現業公務員等の給与の実態、決まり方というふうなもの、そういうものをあわせて慎重に検討しなければいけない。しかし、その場合において、私も積極的な考え方をいたします、こういうふうな言っているわけですね。

○鈴切委員　人事院総裁、ちょっとお言葉が少なかったもので、一緒に慎重に積極的にとらうおっしゃるから、何を言っているのかわからないので、すけれども、今お話があつたように、言うならば公務員給与については、官民較差の検討は人事院としてはやはり第三者機関としてこれは当然慎重にいろいろ検討しながら取り組むにしても、しかしその結果出たものについては積極的にとにかく勧告をしていくつもりであるといふふうに、私の方としてはそのように伺つたわけでございしますから、それはそれとして結構なことだと思います。

しかし、そうなつてまいりました場合に、総務庁長官、今まで後藤田さんが、私が執拗に言うもので、それは余り心配しないでください、よ、そのときのやりとりが議事録にありますから、よくごらんになつていただければわかるわけ

でございますけれども、そうなつてきますと、やはり何といつても、三年たつて政府としてそう取り組んできたといふことですが、財政事情はそれは厳しいことはよくわかりますけれども、しかし公務員の皆さん方だってそれぞれ生活をしていくわけですよ。官民給与の較差で人勧が出されても、言うならばそれが削られたり凍結されたりといふことで随分目減りをしていふような状況でありますし、これは公務員の士気にも影響する問題であると同時に、やはり公務員にすればいい人たちがなかなか集まらないといふ問題も考えなくてはいけないと思つたので、そうなつたときのことしはどうですか、一〇〇％の完全実施はこれはもうできるのでしょうか。

○江崎國務大臣　先ほど来お話の点、よく承つております。人事院総裁も、慎重に考慮をし、配慮をして、そして積極的に答申をしていくという事態になれば、これは財政事情の困難なこととはもう十分鈴切委員もおわかりのとおりでございますが、やはり俸給といふものが勤務の基本的な条件に關するものである、非常に重要だといふ昨年十一月八日の官房長官談話というものがあつたし、そして後藤田官房長官から私に対する引き継ぎもありましたので、人事院勧告がなされれば、財政事情が非常に苦しいことは変わりありませんが、できるだけその線に沿つて実行に移すよう努力をしたいという決意であります。

○鈴切委員　春闘はこれから始まるわけでございしますから、といってやはり、公務員の給与の担当大臣として、これからの人勧が出された場合の心構えとしてお聞きをしたようなわけでございします。

さて、恩給の問題にこれから若干移るわけでございしますが、人事院総裁、大変に御苦労までございしました。本当にひとつ積極的にやっていたきたいといふことで、どうぞ戻りになつて結構でございます。

恩給の改定につきましては、前年度の公務員の給与改定をベースとして増額されていく方式が今

日までとられてきておりますけれども、今回提案された六十一年度恩給改善について政府の基本的な考え方をまずお伺いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○江崎国務大臣 基本的には、各年度における恩給改善の考え方は、経済変動に伴い年金、恩給の実質的な価値を維持していくとともに、他の年金との関連等において恩給給付の適正な水準を確保する。

そして本年度においても、第一に、公務員給与の改善を基礎として恩給年額を増額する。第二には、普通扶助料の最低保障額を厚生年金保険における遺族年金の最低保障額との均衡を図るための増額を行う。第三には、傷病者遺族特別年金について普通扶助料の最低保障額との均衡等を勘案してその基本額及び遺族加算額を引き上げる。これが基本的な方針であります。

○鈴木委員 六十一年度の恩給予算における恩給種別の受給者数、金額、人員の割合はどうなっておりますか。これは大臣にお聞きしなくとも、事務的なこととさせていただきますので、御答弁願いたいと思います。

○佐々木政府委員 お答え申し上げます。

昭和六十一年度の年金恩給受給者の総数は二百十六万六千人でございます。総額は一兆六千八百十三億円でございます。

これを種類別に申しますと、まず普通恩給、これが受給者の五〇％を占めますけれども、百八万三千人、それからその金額は五千五百一十一億円、金額の割合は三三％であります。それから傷病恩給につきましても、受給者数十一万三千人、それから金額におきましては千八百五十六億円、それから普通扶助料、これが人員が四十八万七千人、それから金額が二千五百十五億円、それから公務関係扶助料、これが人員が四十七万人、それから金額が六千八百八十七億円。傷病者遺族特別年金は一万三千人で、金額が四十四億円という状況になっております。

○鈴木委員 六十一年度の恩給費は一兆七千三百億

円、六十一年度の恩給費は一兆六千八百三十五億円で、百九十六億円減少しておりますけれども、減少した内訳はどういうふうになってまいしょうか。

○佐々木政府委員 御指摘のとおり、前年度に比べてまして恩給費は百九十六億円減っておりますわけです。その内訳を申し上げますと、まず増分は二つございまして、昭和六十一年度における恩給改善措置の平準化に伴う増、これが二百三十九億円、それから昭和六十一年度における恩給改善措置による増、これが四百二十九億円、本年度の増であります。両者合算をしまして六百六十八億円の増を必要とするわけでありまして、一方で恩給受給者の減少、これが五万六千人ございまして、こうしたような自然減によりまして八百六十四億円の減、差し引き百九十六億円の減ということになっておるわけでございます。

○鈴木委員 恩給予算も受給者の減少とともに下降線をたどっているというふうに思いますが、一般会計に占める恩給費の割合は五年間でどういうふうに変わってきているのでしょうか。

○佐々木政府委員 おっしゃるとおり、過去五年間の恩給費の一般会計に占める割合は順次下がっております。昭和五十七年度が三・五％、それから五十八年度が三・四％、五十九年度も三・四％、六十年度が三・二％、それから来年度、昭和六十一年度が三・一％ということで、残念ながら漸減をいたしておるわけでございます。

○鈴木委員 恩給受給者の減少については、昨年度は五万九千人、これは五万六千人減少しておりますけれども、恩給の種類で言うところの恩給受給者が一番減っていることになるのでしょうか。また、その理由についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○佐々木政府委員 六十一年度の五万六千人について申し上げますと、六十一年度は先ほど申しましたように二百十六万六千人の受給者があるという予想をいたしておりますけれども、前年度に比べてましてこれは五万六千人の減であります。恩給

種類別で一番減っておりますのは普通恩給でありまして、普通恩給が四万三千人の減、それからこのほか大きいものとしまして、公務扶助料の二万五千人の減があるわけでありまして、この両者とも実は大変御高齢でございまして、年齢的な点からやばり減が一番多いということであらうかと思っております。

○鈴木委員 恩給受給者減少の最大の理由は、何といっても今お話がありましたように高齢化しているということとございまして。昨年はたしか総平均年齢というのは六十九・六歳ぐらいだったというふうに記憶しておりますけれども、ことしの総平均年齢というのはいくらまで進んできているのでしょうか。

○佐々木政府委員 おっしゃるとおり、昨年は六十九・六歳という数字を申し上げました。これは五十九年三月末の平均年齢であります。六十三年三月末から一年たった後の今の平均年齢、これは七十一・二歳という平均年齢になっております。ただし、今申しますように六十三年三月末の恩給統計による数字でありますので、それからもうほぼ一年たっておりますから、今や大体七十一歳程度にまでおなりのなっているか、このように推察いたしております。

なお、その内訳は、人数は少のうございすけれども、文官が七七・九歳、それから旧軍人が六十九・八歳、ほぼ七十歳、こんな状況になっております。

○鈴木委員 恩給費も恩給受給者も、さらには一般会計に占める恩給費の割合も下降線をたどっているわけでございます。総平均年齢が七十歳を超えたことから考えても、下降線の角度が急激に大きくなるというところがあるのではないかと私も予測をしております。そのターニングポイントには将来推計から見ていつごろというふうにお考えになってまいしょうか。

○佐々木政府委員 厚生省の人口問題研究所作成の簡速静止人口表、これを用いて推計をいたしましたものがございまして、六十一年度の二百十六万人、

これを一〇〇といたしまして、六十五年度、今から四年後には九一・一％、百九十七万人になる。それから七十年、それから九十年後ですね、十年後と見ていかと思えますけれども、これで七六・九％、それから十四年後の七十五年には六〇・一％、大体このあたりまで順次下がっていく。その後やはり相当急速に減っていく、こんな状況になるのではないかと。今の年齢構成から見てそういうふうにも考えておるところであります。

○鈴木委員 恩給の制度改正の問題と他の公的年金の関係について若干お伺いします。

既に厚生年金や国民年金は物価スライド制になっており、さらには昨年共済年金も物価スライドが導入されました。公的年金のうち恩給だけが給与スライド方式をとっていることに対して種々の論議がありますけれども、これについては恩給局としてもいろいろ検討されていることであると聞いております。今までの制度改正の議論の過程の中でどういふものが検討課題になっておるのか、またはどのように検討されているのか、その点についてお伺いいたします。

○佐々木政府委員 御指摘のとおり、昨年来、特に共済制度改正との関連で、恩給制度改正の議論が国会方面からいろいろ寄せられたところでありまして、

私も私としては、例えば厚生年金、それから恩給の後身の制度であります共済年金制度がいずれも物価スライドをとっておるというふうなことから考えまして、このあたりにつきましては十分な検討を要するものというふうに思っております。私どもも、部内で種々研究会を開催いたしまして検討をいたしておりますのですけれども、難しい問題は多々ございまして、

四十八年以来恩給は公務員給与に一応倣ってまいったわけで、かつまた、物価とそれから公務員給与のいわばお互いのそれぞれのアップ率を計算してみした場合、実は必ずしも公務員給与のアップ率が高いとは言えない部分もあるわけなのであります。特に、御承知のとおり、五十七年

これにつきまして、厚生年金あるいは共済年金を通じて、大変強烈な抑制措置を行つたわけでありまして、これはいわば年金一元化だから、例えば共済から厚生年金に移りましても、その間の所得に応じて所得制限を相当強力に課する、こういうことでやったものと考えております。

て、他の共済制度あるいは厚生年金を参考にしながら、不安の起こらないような制度改正を私どもは心がけていかなければならぬ、このように思っております。

○ 鈴木委員 私が生上げたのは、低額の恩給受給者ですね。この方について、賃金のいわゆる

も、現行の給与スライド制をやはり維持をしていくべきではないかというふうには私は思うのですけれども、その点の御意見をちょっと聞かしていただきたいと思ひます。

○佐々木政府委員　鈴切先生のおっしゃるような御意見、確かにございます。私どもも、おっしゃる

てこれからは三割五分の併給調整を行います、このようにいたしたいと思っておるわけであります。ただし、それは今回限りの措置でありまして、今申しましたように、恩給外所得によるところのいわゆる所得制限についてはこれからさらにいろいろと

強勉してまいりたい、このように考えているわけ
であります。

○鈴切委員 共済年金にも支給停止の厳しい制限
が設けられているわけですが、それと、それに
比しますと恩給の停止基準は緩やかだというふう
に思います。恩給局の検討課題の一つであります
けれども、将来的に所得制限も共済年金並みに見
直そうというふうな考え方があるのかどうか、そ
の点はどうお考えでしょうか。

○佐々木政府委員 先ほどもお答えを申し上げま
したけれども、先般の共済年金の改正にありまし
ては、将来の年金制度の一本化を、一元化を展望
いたしまして、退職共済年金の受給権者が再就職
した場合にあって、他の公的年金の被保険者とな
った場合において、退職共済年金の報酬比例部分
を大幅に制限をするというふうな制度でありま
す。

しかしながら、恩給制度は、国家補償を基本と
する年金制度といたしまして、国と公務員との特
殊な関係に基づいて給付を行うものでありますか
ら、これら社会保険制度とは通算関係を有しな
い、あるいは直接の関係を有しないわけであ
ります。その趣旨から、他の何といえますか両者
の、例えば厚生年金を受けておるから恩給を制限
するといったようなのは、なかなか難しいとい
うところが一応出てまいります。

ただ、先ほど申しましたように、既に、恩給制
度におきましても従来から、一定額の所得がある
場合には恩給の一部を停止するような措置を講じ
ております。これをさらに強化することについて
いろいろと考えたい、いわば社会保険との関係に
おいて恩給を調整するのではなくて、他の一般の
所得の額によって恩給についてさらに調整する手
段をいろいろと考えてみたい、このように考えて
いるわけでありまして。

○鈴切委員 恩給問題に関連して、戦後処理問題
について若干お伺いいたします。

戦後処理問題懇談会が五十九年十二月二十一日
に出した報告書を受けて、昨年総理府の中に特別

基金検討調査室が設置され、実情調査費が一億五
千七百万円計上されましたけれども、今日までど
のような検討がなされてきたのか、検討テーマと
検討状況について御報告願いたい。

○杉浦説明員 お答え申し上げます。

先生御存じのように、昨年の四月十日に私ども
の部屋ができました、そちらにおきまして、さき
の戦後処理問題懇談会報告の趣旨に基づきまし
て、特別の基金をつくりましてという前提に基づき
ました検討を進めさせていただいております。そ
のためにいたしております予算が一億五千七百
万というところになっておりますが、その中で一億
円が実情及び検討のために使う調査費でございま
す。あと五千七百万円と申しますのは、私どもの
事務費、検討費あるいは人件費、こういったもの
でございまして。

そして、四月以後、私ども五省庁で関係省庁連
絡会議を設けまして今後の進め方等について検討
させていただいたわけでございまして。そして、現
在、一億円の予算をもちまして、関係者につきま
して、特別基金を創設するのに関連いたしました
関係者の実情及び特別基金の事業につきましての
希望、意向等を調査いたしております。

調査は、一応問題といたしましては恩給欠格
者、それから戦後強制留置者、いわゆるシベリア
からお帰りの方でございまして。それと在外財産問
題の関係者、この三つの問題の方々、各一万人の
方を選びまして、その方々に直接調査票を送らせ
ていただいております。現在回収させていただい
ておるところでございまして。

今後の措置といたしまして、この調査結果を早
急に勉強させていただきまして、具体的な基金の
勉強に入らせていただきたいと思います。

○鈴切委員 まだ予算は通っていないわけでご
ざいますけれども、六十一年度はどういうふうな計
画で、どういふことをされるおつもりなんでしょ
うか。

○杉浦説明員 お答え申し上げます。

来年度も、私どもの予算といたしまして調査費
が一億円、現在予算委員会で検討いただいております
わけでございますが、この調査費の使い道につき
ましては、細かいところまでは私ども検討が進ん
でおりませんが、現在やっております調査のの中身
等を勘案しながら、さらに細かい事項等の調査が
必要であればしてみたいというところが一つ。それ
からもう一つ、ことしの調査の詳細分析もして、
勉強のために十分活用させていただきたいと思っ
ております。

○鈴切委員 台湾人元日本兵の問題について若干
お伺いいたします。

昭和二十七年のサンフランシスコ平和条約で日
本の国籍を失ったため、日本軍人として戦った人
であるにもかかわらず、恩給法からも援護法から
も何も処遇しあがられない大変お気の毒な人た
ちがおります。国として何らかの処遇をしてあげ
なければならぬものと考えます。

昨年度は五百万、今年度は二千万の検討経費が
総理府に計上されておりますが、どのような検討
がなされてきたのか、そしてまたどういふ結論を
考えて作業に入っておられるのか、その点につ
いてお伺いいたします。

○本本説明員 お答えいたします。

いわゆる台湾人元日本兵問題につきましては、
昭和六十年五月二十四日でございますが、総理府
に台湾人元日本兵問題関係省庁連絡会議というも
のを設けました。以後、この連絡会議及びその幹
事会で、この問題をどう考えるかということにつ
きまして鋭意検討しているところでございます。

この問題には非常に難しい問題がございまし
て、例えば日台間の全般的な請求権問題が未解決
であること、他の分離地域等との公平及び波及あ
るいは我が国の財政事情といったような種々困難
な問題が多々ございまして、引き続き来年度も
誠意を持って関係省庁間での協議、あるいは来年
度予算でございまして、その二千万の中に、台湾
側の事情が許せば民間団体等による台湾での調査
等も行いたいと考えております。引き続き検討を

進めてまいりたいと思っております。

○鈴切委員 台湾人の元日本兵の問題については
国会でもかなり問題になっているわけですから、
そういう点で、少なくとも御年配であることでも
ありますし、早く結論を出すように努力してもら
いたいことを要求いたしておきます。

最後になりましたが、恩給の裁定事務について
お伺いをいたします。

傷病恩給の請求については、戦後四十年たった
今日も後を絶たない状況にあります。その請求書
類は大変な時間と努力を費やし、必死の思いで書
類を捜し、そしてその該当するところの事項につ
いて書き、集めて、作成し、提出するに至るので
ありますけれども、恩給局における審査の事務処
理に、早くて半年、遅いものは一年も二年もかか
るケースがあります。

確かに、戦後四十年たったものを現時点で審査
するのであるから、大変な審査になることはよく
わかりますけれども、傷病恩給請求者にしてみれば
一日千秋の思いで回答が出ることを期待いたし
ておりますから、今、事務のスピード化というこ
とから考えまして、裁定のスピード化というもの
についてもっと前向きに検討すべきではないかと
私は思うのですが、その点の質問をいたしまし
て、ちょうど時間になったわけでございまして。

○佐々木政府委員 傷病恩給の審査の件につきま
して種々御批判を聞くのはまことに申しわけな
い、このように思っておるわけでありまして。

今おっしゃいましたように戦後四十年とい
うことであり、その結果として、いわば公務関係
の立証資料が不十分というふうな場合があります
が、あるいは現症、これは大分御高齢化してお
られます、その結果として、現症と公務との因果
関係がよくわからないといったようなものもあり
ます。いずれにしても、そうした場合には、
御本人の書類のみならず、場合によれば国立病院
等におきまして再度検診をお願いするという場合
も実はあるわけでありまして、
その他、もろもろの事情はあるにしましても、

私どもとしては、さきの大戦で大変厳しい環境の中で不幸にして戦傷にかかれ、あるいは傷病、病を得られた方々に対しまして、できるだけ速やかにその裁定事務を行うというのを基本といたしまして、御承知のように一つの課が全体でこの問題に当たるという姿勢でもっていたしているわけでありまして、かつまた、このところ実は月二回進行管理をやるといふふうなこともやりまして、いろいろと促進に努めてまいったわけであり

ます。

おかげさまで、まだ私ども誇れる段階ではありませんが、公務傷病恩給につきましては、大体一月末でもって、これは例の五年ごとの有期の傷病恩給というのがあります、五年ごとに書類が出てくる、これについては時期が一応過ぎたということもありまして、大体もう一、五カ月分の手持ちになっております。それから爾後重症の関係あるいは初度請求といったような関係につきましては、まだ残念ながら、再審査の関係に時間をとられましたものから、六、八カ月分の手持ちを持っておるということではあるわけでありまして、なおこれ以上、私どもとしてはできるだけ迅速かつ的確な、また親切な行政事務を進めてまいりたい、このように思っておりますので、これからひとつよろしく御支援あるいは御協力をお願い申し上げなければならぬ、そのように思っております。

○鈴木委員 以上をもって質問を終わります。ありがとうございました。

○志賀委員長 滝沢幸助君。

○滝沢委員 委員長御苦勞さまで。大臣御苦勞さまで。

このたびの恩給改定をめぐっての論議は、私はしかし、大方、各党からおっしゃることが相一致しているのじやなからうかと思ひまして、したがって似たような質問にならうかと思ひますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

初めに、このたびの恩給の改定でございますが、議会の附帯決議の経緯もあり、四月から実施

してちょうだいできればありがたかったのではないかと。これがこのたびの提案のごとき姿になりましたことにつきまして、一言承りたいと思ひます。

○江崎国務大臣 恩給のベースアップにつきましては、従来から公務員給与の改善を指標として四月からやる、これは仰せのとおりでございます。六十一年度におきましては、前年度の公務員給与アップが七月からということ、それに合わせて、それは困るではないか。仰せごもつともでございますが、財政事情の関係もありまして三年間御辛抱をいたさう、そのかわり何とか六十一年度からは全額実施の方向で進めていきたいという官房長官談話にもなっております。それから、人事院勧告がなされる、財政事情は悪い、そういう中でも、また勧告どおり実施できるような努力を十分図っていきたくと思ひます。

○滝沢委員 努力のほどを多としますが、どうぞひとつ今後の課題として御検討をちょうだいしたいと思ひます。

ところで、この恩給の受給者というのは御存じのごとく相当の年齢の進んだ方でございますが、数も今後いよいよ少減つていくのであります。そこで、予算的措置を含めて今後の見通しといひますか、そういうものを承りたい。

と同時に、物価スライド制に移行される用意はどうなのか、承りたいと思ひます。

○佐々木政府委員 おっしゃるとおり、恩給受給者は、恩給の特殊性がありまして、昭和三十四年以前に退職された方、それからまた軍人恩給の受給の方、こうした方々であります関係で、新規参入がございせん。その結果として御高齢化になつておる。そこでやはりだんだん失権の方が多くなつていく。こういう傾向にあるわけでありまして、順次減少しつつあるというのが今の傾向値であります。

ただ、その受給者数がどういふふうになつていくか、あるいは恩給総額の予算上の見通しは一体どうなつていくのかということにつきましては、

私ども厚生省の人口問題研究所のデータ等によつて推計いたしますものの、確たることは言えない。かつまた、社会経済情勢、物価変動等につきましてもまだよくわからない要素があります。ですから、その推計はなかなか困難なところがあるわけでありまして、仮に六十一年度予算において見込みました人数をもとにしまして、その厚生省の統計値をデータといたしまして、また六十一年度における恩給制度のまま恩給改善がないといふふうなことを想定しまして進めた場合に、六十五年度には人数において九一・一%、百九十七万人、それから予算においては一兆五千二百億円、これは九〇・五%、それから十年後といひますか九十年後の七十年度には百六十七万人、これは人数にして七六・九%、それから予算にして一兆二千億円、これが七一・一%。なお、七十五年度についても申し上げますと百三十万人、これが人数において六〇・一%、それから予算において一兆を切りまして八千七百億円、これが五二・六%。そこでほぼ半減をする、このような推計値が出てこようかと思ひます。

○滝沢委員 ありがたうございました。

少し話が飛躍、拡大しまして、旧軍人の恩給についてお伺いさせていただきますが、この軍人の恩給につきまして、私はつらつら考えますに、上に厚く下に薄いのではないか、こういうふうに思ひます。まずこのことについて一言、端的に感想をちょうだいしたいと思ひます。

○佐々木政府委員 ある意味ではおっしゃるとおりだと思ひます。といひますのは、恩給の年額は御承知のとおり、原則として公務員の退職当時の俸給と在職年数によつて積算されるものであります。特に軍人さんの場合あるいは戦前の官吏の場合もそうでありまして、給与の官民較差といひのが非常に大きかつたということが言えるわけでありまして、それが恩給にも反映しておつたわけでありまして、実は恩給の場合には種類の工夫をいたしまして大分間を縮めてまいつた、上下下厚の手続を今までとつてまいつたとい

うことが申せようかと思ひます。

○滝沢委員 いみじくも、その当時は上下の格差が大きかつたとおっしゃつていただきました。よく、人の嫌がる軍隊に志願で出てくるばかりもあるといふことを言つたものであります。そこでいわれる職業軍人、志願で出ていかれた方々、生涯軍人で生きようとなされた方々、文民文官と対比しまして、それぞれの法規によるそれぞれの計算による恩給、これは私は肯定されてよろしいであらうと思ひます。しかし、いけば一銭五厘で召集をされて、その日まで勤めていた今の仕事を打ち捨てて、家族と別れ軍隊に入つていく、そして命を賭して祖国を守つた兵隊さんが、いわれる当時の給料が計算されて恩給が裁定される。もちろん今おっしゃつたようにいろいろと工夫はしていただきたまはした。しかし、十分とは決して申せないのではないかと思ひます。そのときはいわゆる職業軍人と、申し上げましたような徴兵または応召という形で、いろいろの計算の上でついに十二年に達したという者と同じ次元でとらえる発想は、私はいけなないのではないかと思ひます。大臣、いかがなものでございませう。

○江崎国務大臣 これは先ほど局長からお答え申し上げましたとおり、仰せの趣旨は私もよく理解できます。そうかといひ、それじやどういふところに標準を置くかといふことになりまして、甚だ標準があいまいになるというふうなことで、御承知のように最低保障制度を導入したり、ベースアップにおきましても上落下厚のアップといふようなことで、上下の格差をだんだん縮小してきた努力はお認め願ふと思ひます。

やはり応召軍人に対する処遇改善については、恩給制度の基本と、そして全体バランスを崩さない、これはやはり問題が控えておりますが、そういう面に十分意を配して努力をしておりますといひたいと思ひます。

○滝沢委員 局長、これは知識の足らざる点を告白することになりますが、大將さん、これは現存

されるかどうかは私にはわかりません。しかし、仮に大將さんの恩給といわゆる二等兵の恩給、二等兵で恩給になる人があるかどうかはわかりませんが、いわゆる将と兵との格差は今数字的にどのようになっているのでしょうか。

○佐々木政府委員 今大臣から申し上げましたように、旧軍人の恩給につきまして、実は上落下厚というかそうしたことではないいろいろな措置を講じてきたわけでございます。

格差を申し上げます前にそのあたりをちょっと申し上げたいのですけれども、今二等兵とおっしゃいましたが、兵の仮定俸給というのを兵長に一本化したのです。したがって、兵長以下は二等兵を含めまして全部一本にした。それから、傷病恩給につきましては階級差をなくしたのです。それから仮定俸給の格付につきましては、下位階級に有利にある程度引き上げた。それから大臣が言いました最低保障制度を導入をした。

こういうふうなことを種々やってまいりました結果といまして、終戦時に大將と兵の格差は、実は大將が七千五百円、兵が四百五十円といったことで十六・七倍の格差があったのです。ところが、現在もう大將はいらっしゃらなくなったわけでありまして、例えば今中将の方々の普通恩給平均年額をとりますと、これは六十年年度ベースでありますけれども、三百四十三万円という年金額になります。それに対して長期在職老齢者につきましての最低保障額、普通恩給の最低保障額が同じ六十年年度ベースで八十三万五千円ということになりますから、この間の格差は四・一倍といったようなところまで縮小いたしておるということをお申し上げておきたいと思えます。

○滝沢委員 わかりました。

そこで、さらに拡大させてお話をさせていたただくならば、先ほども議論がありましたがいわゆる恩給に至らざる兵隊さん、これを恩給資格者というのだそうであります。余りいい名前前ではありませんね。しかし、いづれにいたしましても、この方々がまだ十二年に達せざる者ということ

で、我々に対してもいかほどの恩給ないしそれに準ずるものがあつてしかるべきであらうという要求、要望が、これはほうはいとして言つてもよいと思いますが全国に起こりました。御存じのとおりいろいろと政府においては御苦勞をされておりました。戦後処理問題懇談会というふうな、いわば当時の総務長官、今の官房長官でありました。そして五十九年十二月には一応の結論めいた答申をちょうだいしたと聞いております。

これによりまして、もはやこれ以上国において措置すべきものはないという結論を出されていると聞いています。しかし、そのようなことで結論が出ようはずはないわけでありまして、今日もなお、これは調査のための機関、何かつくつておいてだと思ふのであります。特別基金検討調査室といふですか、随分難しい名前前でございまして、そのようなことではないかと作業を御苦勞されていると聞きますが、この間の事情、今日の状況ないしは今日までの経緯、今後どのようなこととこれを始末されようとしているか承りたいと思ひます。

○杉浦説明員 お答え申し上げます。

先ほどもちょっと申し上げたのでございまして、先生御案内のような報告書が一昨年十二月に出されました。この報告書の中にも明記してございまして、二年半、三十五回にわたつて、いわゆる議論するのに必要な資料はすべて検討し、すべてという言葉を悪いかも知れませんが、あらゆる資料を検討し、関係者の御意見も聴取した、その上で先生がおっしゃつたような結論に到達しておるという経緯がございまして、

したがって、私もいましては、この報告の趣旨に沿ひまして特別の基金を設置いたしまして、関係者の皆様方に慰藉の念を示したいと思つております。

その特別の基金についての考え方でございますが、同じくその報告書の中に、こういう格好で一応論じておられるわけでございます。具体的に

は、そのとうとい戦争犠牲が風化することを防ぎ、さらに後世の国民に語り継がれ、国民が戦争により損害を受けた関係者に衷心より慰藉の念を示すための何らかの事業ということで、現実には、個別の補償をそこで議論するとかというふうな考え方は実はここではとつておられなかったわけでございます。

私も、こういった考え方に基きまして、関係者の方々の実情及びこの基金で行うべき事業につきまして、どういう中身のものをやるかという点について現在調査をさせていただいておるという実態でございます。

それで、この調査の結果を私も十分勉強させていただきまして、基金の具体的な事業あるいは基金の形態、どういふ形態の基金をつくるかとか、あるいはいまいゆる基金の量、こういったものを今後検討させていただきたいと思つております。

○滝沢委員 諮問懇談会は、個人に対してはもはや措置をすべきものはないという結論を答申している。政府としては、これに対して何らかの慰藉をしようとして苦勞されておる。何らかの慰藉といふものは例えほどのようなものでありまして、う。ちょっと漏らしてちょうだいしたい。

○杉浦説明員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたような趣旨で基金をつくりたい、したがつてその中身につきましては、現在関係者の方々の御意見、御意思等も伺つた上で検討させていただきたいと思つておりまして、現在この場で申し上げるテーマはまだ持ち合わせておりませんので、よろしく願ひいたします。

○滝沢委員 大変つかぬことをお伺ひしますが、大臣は軍隊におられました御経験をお持ちですか。

○江崎國務大臣 私、軍隊に應召した経験はございません。しかし短期間でまた帰郷いたしましたので、実戦の経験はございません。ただ、軍需工場の重役でありましたためにそういう措置がとられたかと思つております。

○滝沢委員 重役というのはいいものだと聞いたわけでもありませんけれども……。

そこで、私のところにこういうお手紙が参りました。これはいまいゆる欠格者と言われる人でありまして、いろいろとこう述べてきまして、

今日生あるだけでもありがたい次第ですが、例えば小生軍歴実役三年十カ月、加算年数六年八カ月、計十年六カ月に恩給に達せず、昭和五十一年十月四日総理府恩給局長より陸軍軍人一時恩給一万七千円なり恩給法により給するとしてもらつておりますものの、比例をしない軍歴制限は不満です。

こう書いてあります。そこで私は、つくづくこの欠格者問題について数々のことを考えさせられております。

その一つは、仮に今公務員とおっしゃる方々、これは自衛隊の制服からそれこそ背広組まで数々あります。ところで、ここにいらつしやる公務員の方々だけだつていい。今は文官は二十年ですが、恩給年限は、まあそれはいいですが……。

○佐々木政府委員 共済では二十年ということになっております。

○滝沢委員 今は共済。大体、恩給という言葉そのものがいかにも恩がましく、ちよつとなじみません。――ところで、君、やめてくれないかと、あと三カ月で共済年限に達するとき言われましたならば、ありがたうございまして、長々お世話になりましたと言へますか。それは君、やめてくれともう言わないんじやありませんか。私は戦後教育委員会におりまして、学校の先生方のお勤めのぐあひも拝見しております。ないしは県庁におりまして、県の役人さんのお勤めの状況も眺めさせていたたいておりますけれども、大体今日の人事管理というものは、もはや共済年限に達するとか近づいたようなときは、例えば相当の御病氣等をなさつても、例えばある程度の瑕疵がありましても、もうあと半年じやないのかなということ、これは大変温かく措置していただいていると思ひます。

先ほど、志願で出てくるばかもあるという古い歌を申し上げたけれども、おのれの意思によらずして、急遽召集されて兵役につく。おのれの意思によらずして各地区の任務につく。しかもおのれの意思によらずして退役をしたじやありませんか。仮にあの兵隊さん、あと三カ月で恩給になるんだけれども、君、復員するかと問われたら、あと三カ月、隊長、置いてくださいと言ふんじやありませんか。私は、ここに旧軍人、特に欠格者問題を取り扱う発想の原点があると思うのであります。ほかのお役人さんはおのれの意思によつてその職につき、おのれの意思も含めて退職なさったじやありませんか。しかし兵隊さんは違ふんです。私もちょうど大臣がおやりになったぐらゐの期間を兵隊さんで、しかもこれも内地で勤めさせていたで、兄貴一人を戦死させて大変私は申しわけないなと思つておりますけれども、そのように思いますときに、これをいわれる恩給法の基準で物を考えることそのものが私は間違ひではないのかな、このように考えるのであります。大臣いかがでしょう。

○江崎国務大臣 御提起されるお心持は全く同感でございます。しかし、御承知のように水上委員会等で、大変お気の毒にたえない、しかし一線を画そうという先ほどの総理府からの答弁があつたようなことで一線を画したわけで、まあ、あの当時は私も家は焼夷弾で焼かれましたし、防空ごうにそれこそ爆撃を受けていわゆる窒息寸前に助けられたというような経験もありますし、それぞれば、戦争というものは本当に繰り返したくない悲惨な場面に遭つて、前線であつたとあるいは戦後であつたと相当な被害をお互に受けた経験がございますね。そういう点で、不正があるということは本当にお気の毒にたえぬと私も思いますが、どうも国家という立場から考えますとどこかで線を引かなければならぬ。仰せのように本当にもうあと三カ月、もう一年で資格者になつたのに一体どうしてくれるんだ、こういうふんまんとか、また、いかに国のために尽くしながら

らなげわずかなことで報われないかというふんまんといいより残念さ、そういうたものには同情を禁じ得ないのですが、まあこれはひとつ今後検討されることですが、お互いに苦しみをかち合つた、二度と再び戦争はしてはならないといううな戒めにして決着するよりいたし方がないのでないか。これは答弁になるかならぬかまことに恐縮ですが、そういう感慨がいたします。

○滝沢委員 全くそういうことではあります。ただ私は、この方々が不満を鳴らしておられますのは、国のためにささげたありし日を悔いておられるじやないと思ふのです。この私の友人が言つてよこしましたとおり、生あつて今日あることをもつて感謝すると言つておられるわけですね。思へば、自分の隣におりました戦友が死んでいく瞬間に立ち会つた、兵隊さんいしは自分の親しい者を失つた我々にとりまして、生きて今日あることをもつて感謝しておられます。ただ不満を鳴らされるのは、等しからざることを言つておられるじやありませんか。みんなが手をかりながらさうごうを掘つた、その日のことは全然悔いてはいないのですよ。しかし、今申し上げました、おのれの意思によつて就職し、おのれの意思をも同意をも得て退職をいたしました一般の公務員に対する考え方をもち、十二年というところで線を引いて、一月月足りなくともだめだ、こういうことに対する不満を鳴らしていらつしやるんだと思ふのですよ。このようなことで、今後何らかの慰藉と言つておられるわけでありまして、恩給という思想に立つてのみ物を考えるのではなくて、もっと次元を一つ掘り下げた段階からひとつ御検討をちょうだいしたいと思います。

ところで、今申し上げておられますとおり、一年ないしは数カ月足りないことに對する、これは救済したいといふこともわかりますが、ただ、ここにもう一つの不満があるわけでありまして。それは、三月一日に読売新聞の「私書箱」といふ中に書いてあります。「軍人恩給だが、六十一年度予算で総額一兆五千六百億円。対象者が約二

百四十万人だから、一人平均で約七十六万円。」云々、こう書いておられます。問題は、この「恩欠者」のうち、国家、地方公務員は、軍歴期間が公務員共済年金の加入期間に加算されるのに、民間人の厚生年金、国民年金には全く反映されてない。このことに対する不満なのであります。いわゆる官民の格差というこの取り扱いに對して大いなる不満を鳴らしていらつしやるわけけれども、この辺のことはいかが理解されておられますか。

○佐々木政府委員 私ども恩給局からこの件について申し上げるべき課題であるか、あるいは厚生省ないし総理府から申し上げるべきことであるかはちよつとわからないのでありますけれども、実は今恩給欠格者と云われる方々から二通りの要求があるわけでありまして。

その一つが、先ほど言われました個人補償という問題が一点であります。この個人補償につきましては、大臣が先ほど言われましたように、昭和八年以来十二年というところで線が引かれておるかつた、実在職年の上に加算年がつけられておるといったようなことで、これはもうしょうがないといふのが私どもの率直な感じでありまして。

そこで、今軍歴の通算問題というのがある一点あるわけでありまして。おっしゃる通りに、国家公務員の場合には今の恩給期間が通算される関係で短期軍歴でもその中に通算されておる。ところが厚生年金ではこれは通算されてない。それは官民格差ではないかという御議論であります。

これにつきまして当時からいろいろな議論がございまして、昭和五十七年四月に、「軍歴通算問題に関する報告」といふのが、これも総理府の総務長官に對する報告として、有識者六人の方から出されておるわけでありまして。この中で御意見は、この前の戦後処理懇談会の中でも引用されておるわけでありまして、基本的にはいわば制度の立て方の問題である。つまり当初、戦前なり戦争後すぐの時期には、年金というものは国家公務員に對する恩給、それから雇用に對する旧令共済といふもの、これはいづれも国家に對する職員に

對するものであります。それと一般の民間企業におけるところの厚生年金、この二つしかなくつたわけでありまして。ところで、その上に自営業者その他に對する国民年金ができましたのが昭和三十六年四月なのであります。そこで、その段階からいけば国民年金といふふうなことに一応なつてまいった関係で、例えば農業に従事される方もあるいは一般の私企業に従事される方もすべて年金ができた、その間で通算が行われるようになったわけでありまして。ただ、それは、昭和三十六年四月以降それぞれの年金が年間通算されるようになったわけでありまして、財政再計算上、それまでは、脱退しましたら脱退一時金というふうなことで始末していたのを、それを財源にして通算しようといふことになつたわけでありまして。

要するにそうした経緯でありまして、国家公務員等の公務員の共済組合は、例えば昭和三十四年から恩給から共済に変わったといふことでありますけれども、これは長期のつまりもう既に恩給が完成しておられる方も、そこで一回解消して共済の方に引き継いだのであります。短期軍歴者の救済といふたようなことは全然考へてないわけでありまして。

ところで、昭和三十六年四月以降の、つまり昭和三十六年四月にかつていた時期の方々に對しては今申しましたように通算関係ができるわけでありまして、それ以前に一回終わられた方については通算ができませんという仕組みになつておるわけなんです。ですからこれは官民格差でも何でもないのであつて、一つの年金の沿革といふところからそうしたことになつておるのである。したがつて、今この段階で改めて、例えば厚生年金あるいは国民年金にこれを通算することは適當ではないといふのが、この「軍歴通算問題に関する報告」なのであります。基本的には一つの制度の仕組みの問題であるものですから、これは官民格差とは決して言えないといふふうに、私もこの報告から考へておるわけでありまして。

○滝沢委員 今日政治の手法として、大変

庁におかれて大変御熱心になさっていただいたこと
 のこと、敬服の至りであります。しかし、このこ
 とについて、外相会議がほは望みのうちに行われ
 たことによっていかにも希望があるがごとき見方
 は甘過ぎるのではないかと、私はこう思うのであり
 ますが、いかがなものでございましょう。

郵政政府委員 お答えを申し上げます。

先生御承知のように、十年ぶりにソ連の外務大臣が訪日をいたしました、外務大臣同士の会談が一月に行われたわけでございますけれども、その結果、私どもとしては二つの建設的な結果が得られたと思っております。

一つは、政治対話のルールが再び定期協議という形でしかたということ、もう一つは、平和条約交渉が領土問題も含めて継続されるという合意が成立したことでございます。この点が両方とも共同コミュニケに盛り込まれておりますけれども、私どもとしては、この建設的な結果というものがあつたからといって、領土問題そのものについてソ連側の態度が軟化を示したということは全く考えておりません。外に對しましては私どもとしてはそのような御説明を申し上げてきていますのでございます。

そういうことでございまして、ソ連側におきましては、領土問題について残念ながら現在のところその立場を変える兆しはございません。ただ、従来ソ連側が、一九七三年の合意にもかかわらず領土問題は存在しない、これは解決済みと言つてテールにも着こうとしなかつた態度を改めまして、話し合いだけはするということになりました。今後、政治協議の場及び平和条約交渉の場でこの問題が話し合われるということは少なくとも確立されたわけでございまして、私どもとしては、この際、領土問題は再び正念場に差し加つたという意識を持っております。

そういう意味で、この合意を基礎にしながら、日本国民の総意を体して、今後粘り強く交渉して、打開を図っていくべきものと考えている次第でございます。

○滝沢委員 大臣、大変御熱心に、しかも適切に北方領土運動を展開してちょうだいしておりますが、沖縄が返還されましたあの事実、これはアメリカさんが民主主義の国か人道の国か知りませんけれども、しかし、あの返還の一つの側面は、日本をして反米の子としたくはない、世界の経緯の立場に立つならば、日本を自己の陣営にとどめた

いというような配慮もある程度あつたのではないかと。言うなれば左の——左とか右という言葉は氣に入らぬのでありますが、左の方々の反米運動というものが逆に作用して返還を早く実現させた一因でもあるな、こんなふうに私は見てきたのであります。しかし、少なくとも両国が五分五分に戦つた戦いの後に占領された領土が、平和裏に返還されたということは世界の外交史上希有のことであつたのではないかと存じまして、大変ありがたいことであつた、こう思っております。

しかし、翻つて北方領土の方を見ますと、これは全く事情が異なつていふように思ふのであります。

沖縄は、日米があそこに激突をして、これはいわば五分五分に戦つてかつ敗れたのでありますから、まあ戦いのならないとするならば、占領されて居座られて、もつてやむを得ぬというのが戦いの世界の歴史でございまして、それが、先ほど申し上げたような側面があつたかどうかは知りませんけれども、あのようにして返還されました。

しかし、他面、北方領土は、ソビエトのあの地区に對する侵略と侵入というのは全く不法なものであります。ここに於いて我々は決して戦つてはいないものであります。御存じのごとく、日本が降伏の意思を表明した後に侵入してこられたというところもあることを考えるならば、全く事情を異にしてゐる。沖縄は戦いによつて敗れて占領され、北方は戦わずして火事場泥棒式に乗つ取られたという経過であると思ひまして、我々がこれに對して返還の要求をする叫びの大ききさというのは、おのずから違つてもよろしいだらうと思ふのであります。

しかし、歴史を見ますと、沖縄に對しては大きい声で万人これを叫び、北に對しては小さい声で百人これを唱へるということになつてゐるのではないかと。私はこれは非常に残念なことだと思ふのであります。大臣はいかがお考えでしようか。

○江崎國務大臣 全く仰せのとおりだと思ひま

す。同感です。したがつて私どもは、北方領土に對しては粘り強く今後といえどもやはり強く要求をしていく。

それから第一、平和条約のときにはソ連は参加してないんですね。しかもアメリカは、あの当時、沖縄を占領下に置いていたいいながら信託統治してゐるんですよ。ですから、そういう点では戦後処理の仕方としてもフェアな行き方であつた。

私は思ひ返しますが、一八五五年、安政元年十二月十二日、これを新暦に直して二月七日を北方領土返還の日ということで毎年大会合をやつておるわけで、このごろも九段会館で開いたところでありまして、このときにはさつきと齒舞、色丹、国後、択捉、これは日本である、そして得撫島以北は当時の帝政ロシアの領土であるということに決まつたわけでありまして、したがつてそれ以来固有の領土であることはもう百三十年前に決まつておることなんです。それが御承知のように一九五六年に、鳩山・フルシチョフ会談、これでは齒舞、色丹は北海道庁のもので、これくらいは返そうかというところになつて、そのときに話がまとまらなくて、こつちは四島を主張したということですね。それから一九七三年、御指摘のありましてその時点では、ブレジネフと田中総理との会談で戦後未処理の問題ということで話し合いが行われたわけでありまして、その後、それは解決した問題だとか、それは念頭になんとか、言を左右にして今日に至つたものが、先ごろのシェワルナゼ外相の訪問によつて、とにかく領土も含む諸般の問題をひくくめてテールに着くことができた、そういう点では一歩前進だと思ひます。

しかし、ソ連の放送を絶えず聞いておる人から書簡によりまして、領土を返還する意思はない、これはもう既に解決された問題だといふ従来からの言ひ方をソ連放送は全然変えていないといふことを、この間ある人から、有志から、私もそこに持つていらつしやるような手紙形式でいただいたことがございまして。やはり、今後粘り強く国を挙

げてこの返還を求めていくこと、これは国の主權に關する問題ですから、極めて重要にとらえております。

なお、私が二月七日北方領土返還の日と申しましたのは、今メモが入りまして北方領土の日、これが正確だそうでございましての修正いたしております。

○滝沢委員 どうぞその二月七日ですか、その日が返還の日となりますように、ひとつ頑張つてちょうだいしたいと思います。

ところで、戦争中に中国におられた兵隊さん等の報告を聞きますと、時の蔣介石国民党は、排日、毎日あるいは抗日というふうなものを、朝、目覚めると洗面器の底に書いてある、そして廊下にも書いてあり、トイレにも書いてあるといふふうには、私は先輩から聞きました。私は、今の日本の政治の中で一番欠けたるものは、国としての国是といひますか、國家的要求といひますか、民族的願ひといひますか、それが一本びしとないことだと思つております。戦争中は「欲しがりますん勝つまでは」と、あの戦争に對する評価はいろいろありまして、しかし、一億戦いを勝ち抜こうという言ひ言葉は、極端なる特別の立場の方々は別として、多くの国民のいわば合言であるといひました。ところが、今日の日本には、いわゆる多くの国民の相一致した言葉がないのであります。そのような意味で、私は、この北方領土の返還の要求といふものを、大変よろしくやつてはいただいておりますが、もつと必要ならば予算等もふやして、それこそ洗面器の底からトイレに至るまで徹底して、特に小中学校の廊下にも壁にも教室にもこれを掲げるといふようなものにならない限り、私はこのことは国民の切なる願ひとはなかなかなつてはこない、このように思ふのであります。

ところで、文部省から見えていたおとと思ふのでありますが、私も文教委員会二年お世話になりましたが、その間にもたびたび申し上げたことではあります、大体この北方領土返還運動

をさらに強化していただくことを特に申し上げ、また、お答えもお願いいたしました。教育の場面とも結びつけてひとつお願いしたいというふうに切望いたしておきます。検定課長さん、どうも御苦労さまでした。

さてそこで、話をさらに恩給の問題に戻しまして、と申しまして、これは先ほどもあるお話がありましたが、台湾御出身の元日本兵のことです。

かつて日本の領土であったときに、あの台湾の方々が兵として従軍され、そしてあのような形で終戦となりまして、そして、日本国籍を持たないがゆえに恩給の恩典に浴せずにおられるという方々に対する課題であることは、もう御高承のとおりであります。しかし、先ほどの御説明の中でも、調査し検討しというふうないろいろおっしゃっているわけですが、これがこのままそうしておるうちに、もはやすべて六十歳ないしはそれ以上の御年配であるわけですから、日にお亡くなりになっていくということは日本の兵隊さんの問題と全く同じだと思うのであります。でありますから、私はここで時を移さぬ決定というものがなされなくてはならないのではないかと、こういうふうに思うわけでありまして、

これはいろいろと理由がありまして、まず国籍の問題がございまして、ないしは日本といわば正規の外交関係を今持たない不幸な状態ということもございまして、いろいろありまして、それが、それらを超えて勇氣のある選択を日本がなすべきときである、私はこのように思うのであります。したがって、いかにいかにございまして、

○佐々木政府委員 おっしゃいますとおり、台湾人の元日本兵の問題というのは、恩給法並びに厚生省で所管しております戦傷病者戦没者遺族等援護法、個々のいすれの法律にありまして、日本国籍というものが要件になっております関係で、現行法では法的には救済ができないことになってしまふわけでありまして、

ただ、御承知のとおりこの問題につきましても

裁判所でもって裁判が行われておるわけでありまして、第一審裁判でもって原告御盛さんほか十二名の方々の請求が棄却された後、第二審裁判、これは東京高裁の裁判で棄却されたわけでありまして、けれども、なおその判決は、これにつきまして特別の付言をいたしておるわけでありまして、

内容として、これは先生のお気持ちのとおりであります。現実には、控訴人らははば同様の境遇にある日本人と比較して著しい不利益をうけていることは明らかであり、「予測される外交上、財政上、法技術上の困難を克服して、早急にこの不利益を払拭し、国際信用を高めるよう尽力することが、国政関与者に対する期待であることを特に付言する。」ということを言っておられるわけでありまして、

政府といたしましては、これは私、恩給局から申し上げるよりは総理府の方からおっしゃった方がいいわけでありまして、内閣総理大臣官房審議室長を議長とする台湾人元日本兵問題関係省庁連絡会議が設置されまして、現在検討が行われておるところであります。なお、これは国会議員の方々も超党派でこの問題に対する懇談会が開かれておりまして、種々御活動なさっておられるということを承知いたしておきます。

なお、おっしゃるようには大変御高齢の方々ばかりであります。私どもも大変同情いたしておるわけでありまして、私どももなほ検討に時間がかかるということもまた事実であります。そのあたりにつきましては御了承いただきたい、このように存するわけでありまして、

○江崎国務大臣 御趣旨は全く同感でございます。今局長が申しましたように、総理大臣官房審議室長を議長としてこの問題の検討に入っているわけですが、仰せのように軍人軍属合わせて十七万六千八百七十七人、死亡は既に三万人を超えております。したがって、約二十万人の人が軍人軍属として、陸海軍にあるいは軍属として、それぞれ従軍したわけでございます。年数は極めて短いものであります。韓国の場合には特別取り決めによ

って一括処理をされたわけですが、この問題について何らかの結論が速やかになされることを期待いたしております。

○滝沢委員 大臣、これは田中内閣のときにあの府の切り捨てという選択をなされ、そして今日なお、民間の交流の名のもとに、経済的にも政治的にもないしは表現のよしあしは別として軍事的にも大変緊密な関係にある、日本としてはどうしてもしようがないことを思っています。数々の元兵隊さんの心情、要求しないしは生活のことのみではなくて、あの台湾全島の問題、いわゆるあの人たちがおっしゃっている中華民国の全体の国民に対する、それこそ先ほど慰籍という話も出てきましたけれども、信頼を勝ち得るために、一々恩給の法令事項に照らし合わせての判断ではなくて、高度な政治判断でこれを一挙に一括処理するといふようなことで、例えば必要ならば特別立法でもって恩給という取り扱いは超えてもこのことを速やかに処理された方が賢明な立場からいっても、また人道からいっても国際信義の立場からいっても、大臣、いかがでございますか。

○江崎国務大臣 重要な御発言と受けとめて検討をいたします。

○滝沢委員 大変理解あるお答えをいただきましたが、どうかひとつ、このような提唱に對しまして今後検討いただきます。関係省庁連絡会議を持っていこうというのでありますから、そこらあたりで御研究いただきまして、恩給というの、日本の国内法に照らしての選択というのではなくて、仮に国籍といつても、当時日本の国籍を有していなかった方々がそれぞれの方々の意思によらずして別の国の国民となられたわけでありまして、そういう事情を配慮されて、今おっしゃったような御検討を速やかにしていただきますよう要望しておきます。

なおまた、これはあしたの分科会等で申し上げ

ることの一端ではありますが、せつかくの機会でもあります。先ほど北方領土の日のことについて申し上げるに当たりまして、建国記念日のことをちょっと触れました。

そこで、建国記念日というものを政府はどのように理解していらっしゃるのか。詳しくはあした申し上げさせていただきますが、建国記念日は日本民族が国家を形成した日、わが国創建の日という意味だと思っております。昔は紀元節と申しました。戦後「節」という言葉を――委員長どうも……（笑）切におおびをしながら申し上げさせていただきますが、どうも戦後の政府は「節」という文字を大変敬遠していらつしやいまして、何でもかんでも「何とかの日」と、こうおっしゃっておりますが、しかし中国等においても「節」という言葉が記念する日という意味に理解されておるわけでありまして、昔は紀元節と申しました。これを今、民間の団体が主催するものに対して政府の要路の方々が来賓として御出席をいただいております。ということは、それこそ過去を振り返り、考えれば一歩前進、二歩前進でございます。けれども、しかし翻つて、二歩前進を考えたならば、政府が主催され、国家が主催してこれをなさる、むしろそうして諸外国の代表等をお招きして、これをあまねく国民の参加を求めてなさることがよろしいのではないかと、また諸外国もそのようになさっているのではなからうかと思っております。

ところが、一部これを云々する方々もいらつしやいます。そういう方々のおっしゃる方をかりにすれば、それは戦前の政治に返るとか、ないしは復古調とかおっしゃるんであります。しかし、いかに御存じのごとく共産主義の国においても、いや、その国々こそ国家の主権において厳肅盛大になさっているわけでありまして、私は何ら憶することなくこれをなさっていただいているのではないかと、こう思うのであります。いかがなものであります。

○江崎國務大臣 全く私は同感でございます。人に誕生日があるように、国に建国の記念日がある。諸外国においてもナショナルデー、一般的に行われております。日本でも、建国記念日にはそれぞれの関係者を、外国の大公使館においてもそれぞれお招きをしたりしてお祝いをしておるようであります。ですから、もっと素直な気持ちで、これは戦前につながるというふうなことではなくて、やはりお互いの草創の時代の、国がその日に発足をしたんだ、それはいろいろ議論はありましよう、議論はありましようが、国民的コンセンサスとしてその日が建国記念日と決まれば、みんな祝いが合えるような雰囲気づくりがいい。

政府が主催しないという意味は、政府が何か押しつけるようなことにするのはいいがなものであろうかという配慮は多少あって、そして国民がだんだん、自分に誕生日がある、子供の誕生日を祝う、そういうような気持ちで国を挙げて、各党各派挙げて、イデオロギーを離れてみんな喜び合おう、そういうような気持ちで現在のようない形式がとられておる、私はそのように解釈しておるわけでありませう。

○滝沢委員 私は大正十四年五月二十四日の生まれとなつておりますが、私の友人がさもないことで警察に呼ばれました。そして型のごとく、おまえ何というか、住所はどこか、生まれ日はいつだ、こうなつた。そうしましたら、何年何月何日と聞いています。こう言つたというんです。そうしましたら、きさまふまじめなやつだ、自分の生まれ日を、何々と聞いておるとは何か、こういうふうな怒つたというんです。そうしたら私の友人は、いや、私は生まれるとすぐカレンダーを見て確認をしたのでありませんから、親から教わつた日をそうだと信じているということで今のようになつておられます。こう言つたというのであります。しかし、私の生まれ日のごときも、日はそうなるべきもので、果たしてそうであつたものかどうか、あるいはまた時間等は全然はつきりしておりません。

ところが、今日お生まれになる赤ちゃんは、病院でそれこそ十分な手当のもとにお生まれなさるものでありますから、何年何月何日何時何十分というところになつてございます。しかし一面、会社等を見ましても、去年創立をした日本たばこ何とか会社のごときはこれはきちんとしております。しかし、慶長年間云々とか元禄年間の創立、創立二百三十年なんというところは、二年や三年、五年や六年わかりませんよ。ところがはつきりしない、わからないほど古い、そういうのれんごを誇るべきものであるということも言えるわけでありませう。

お亡くなりになりましたけれども、百二十歳の何とか重千代さん、あの人の生まれ日についてもいろいろ週刊誌等に書いてございまして。しかし、二年三年わからぬところに百二十歳を生き延びた権威があるうと私は思ひまして、この建国の記念日のごときも、世界の歴史を見れば、古い歴史を持つ、誇るべき文化を持つておる国々こそはつきりしない。はつきりしないけれども、その日だと信じてこれを見ていらつしやるわけなんです。話は違ひますが、キリストが生まれたと言われている十二月二十五日、あれもしかし神学者に言わせれば八月であつたのではないかと言われておるわけでありまして、そこら辺のところは私は、大臣がおっしゃる通りに、はつきりしなくともそうだとおっしゃるに決めて信じて、それを祝おうやという雰囲気こそあるべき姿、こう思うのであります。重ねてひとつ国家主権に踏み切られることを御検討いただきますよう御決意のほどを承つて、終わらせていただきますと思ひます。

○江崎國務大臣 御趣旨を十分体しまして努力いたします。

○滝沢委員 ありがとうございます。大臣、どうも御苦労さまでした。

○志賀委員長 三浦久君。

○三浦(久)委員 まず最初に、恩給法の改正案自体についてお尋ねをいたしたいと思ひます。今度の恩給法の改定は、その実施時期が、通常

は四月なんですが七月実施になっておりますね。これは公務員給与改定の実施が七月となつたことから、それに準じてとられた措置だというふうに思われます。しかし、これは極めて不当なやり方だということを私はまず最初に申し上げておきたいのでせう。

恩給法の改定というのは、何も公務員給与が、それだけがこの指標になるわけではございませう。例えば恩給法の二条ノ二でも明確なように、「国民ノ生活水準、国家公務員ノ給与、物価其ノ他の諸事情ニ著シキ変動が生ジタル場合」諸事情ヲ総合勘案シ連ニ改定」するとなつています。これはそのとおりでしょう。

○佐々木政府委員 おっしゃるとおりであります。

○三浦(久)委員 ですから、政府は過去におきましてその指標を物価水準に求めたことがあるのですよ。また、皆さんは公務員給与とのバランスということも言われるわけですが、この恩給改定の実施時期というのは公務員の給与改定の実施時期よりも一年おくれになつておる。これはもう既定の事実です。ですから、この内閣委員会においてまたたびたびその実施時期の一年おくれというものは是正すべきだ、そういう決議が何回もなされておるわけでありませう。これは与野党一致の見解なんですね。政府もそのことについては検討を約束してあるわけなんです。ですから、公務員の給与の改定が七月実施だからといって、恩給の改定の実施時期も七月に合わせなければならぬという理由というものはどこにもないというふうに私は思ふわけでありませう。

それではちょっとお尋ねしたいのですが、これを七月実施ではなくて四月実施にするとした場合に、それは法律違反というふうなことになるのでしょうか、どうでしょう。

〔委員長退席、石川委員長代理着席〕

○佐々木政府委員 今おしかりでございますけれども、これは四月実施で全然問題はないわけでありませう。現に從來四月実施でやってまいつたとい

うことでありますが、現職の公務員につきましても、いわば三カ月給与のアップをストップしなければならぬほどの財源難の時代である、そうしたようなことから、恩給につきましても、アップの時期を三カ月ずらさざるを得ないといういわば財源難であつた。そうしたことから今回七月実施というところにいたしましたわけでありませう。

○三浦(久)委員 そうですね、違法ではないのですよ。実施しようと思へばできる。これは政策選択の問題なんです。要するに政府がその気になればできることです。財源難と言つけれども、ではそういうことを言われれば立場の違いでいろいろなことが言えるわけですね。では大企業に対してはどうしてこんなにもやらないのか、またアメリカの支配下にあるようないわゆる発展途上国に対してはどうしてこんなにも援助金を出さずんだとか、軍事費を何でこんなにどんどん増大するんだとか、いろいろなことが言えるわけですよ。ですから、これはもう本当に恩給法の精神にのっとり、ちゃんと四月に実施をするようにさせたいといふんです。私はそのことをまず最初に強く要求しておきたいと思ひます。

それから、恩給についての見直しの作業が今行われております。これも私は大変かしらぬ話だと思ひますが、臨調行革路線に基づいて行われているわけなんです。例えば第二臨調の第三次答申、これは五十七年七月三十日まですけれども、「年金制度とのバランスをとるために必要な見直しを行う」というふうな言つています。それからまた行革審、これも五十九年の七月二十五日の「当面の行政改革推進方策に関する意見」の中で、「新規の個別改善は行わない」ということを言つております。さらに、昭和六十年七月二十二日の行革審の「昭和六十一年度予算に向けた行政改革に関する意見」、この中でも「年金とのバランスを考慮した恩給制度の見直し」ということを明記しているわけですね。

これらに基づいて政府としては恩給の見直しの検討に入つておると思ひますが、では今どうい

ような見直しの方向で検討が進められているのか、そのことについてお尋ね申し上げたいと思います。

○佐々木政府委員 御指摘のとおり、臨調並びに行革審から、年金とのバランスを考慮した恩給制度の見直しは何回かにわたって指摘をされておるわけであり、あわせて昨年末の臨時国会で、衆議院大蔵委員会、衆議院地方行政委員会、参議院内閣委員会、参議院地方行政委員会から、国家公務員並びに地方公務員共済等の一部改正法案に対する附帯決議の中においても、「今回の改正が行われると、共済年金と恩給との間に大きな相違が生ずるので、恩給制度についても、公的年金制度の改正をふまえて、検討を加えること。」このような御指摘があるわけであり、このいづれも、私も政府としては、これは守って真剣に検討していかなければならない課題であると考えておるわけであり、

ただ、この制度の見直しにありましては、恩給制度は国家補償を基本とする制度でありまして、相互扶助の精神に基づき保険数理の原則によって運営される公的年金とはその基本的性格を異にするという点、それから、その対象者がすべて既裁定であつて新規参入者が無い。三番目に、対象者の大部分が旧軍人という特殊な職務に服した者やその遺族であつて極めて高齢である。この三つのことから、制度の抜本的なあるいは基本的な枠組みを変更するということはなかなか困難であると存じております。

しかしながら、一方、恩給も年金として果たしている機能という面から見れば公的年金と類似する面もありますので、こうしたような御指摘に沿って種々検討を加える必要がある。こういう考えで、なかなか難しい問題ではありますが、当面私どもが考えておりますのは、一つにはベースアップの指標をどうするか。恩給は従来から公務員給与の改善に準拠してまいつたわけであり、けれども、この前の共済の改正によりまして公的年金はすべて物価スライドをとるといふことにな

った。恩給だけが同じ年金でありながら給与スライドでないのかどうか、このあたりについては十分検討を加えたいという点が一点。

それから二つ目に、多額所得者に対する恩給の一部停止制度、これは既に恩給制度にありまして一定の恩給支給停止あるいは制限の制度があるわけであり、けれども、それをさらに強化すべきではないか、このようなことの検討をただいま行つているところであります。

○三浦(久)委員 併給の調整なんかはどうなんでしょうか。検討課題になっていいますか。

○佐々木政府委員 その併給調整という意味が、それそれの方々の言い方によって異なりますのでなかなか難しいわけであり、けれども、例えば多額所得を種々の資産で持つておられる方に対して恩給の支給制限を行うことについては、私もこれは進めてまいらなければならぬ、このように思つておるわけであり、しかしながら、例えは恩給ももらい、それから他の公的年金ももらつておるといふ場合であつて、例えば恩給は軍務等であつて既に十二年を経過した、したがつて恩給の支給期間を一応有しておる、さらに厚生年金で二十年の期間を経過して厚生年金の支給資格を一応有しておる、この両方を持つのはどうかという話になりますと、これは今の制度でも当然に持つておるわけであり、

したが、いまして、その併給調整の概念次第でありますけれども、恩給というのは国家補償ということとを基本とする制度である、それから他の年金、公的年金は社会保険として相互扶助の精神に基づいて行われる制度である、この両者は併存してしかるべきであるというふうなことを一応基本の考え方として、私も現在は現在お検討を進めておるところであります。

○三浦(久)委員 いずれにしてもよくなることはない。公的年金の改悪に合わせてやつていこうというわけなんですから、ですから、これはいづれにしても、恩給額の水準低下に私はつながっていくだろうというふうな思ふわけであり、こ

れはまさに、福祉や教育予算を年々切り下げている臨調路線の一環なんですね。私はこういうことはやはりやるべきでないと思ふ。特に今は、経済摩擦の解消ということが非常に大きな問題になつていて、そのための内需の拡大ということが叫ばれているわけですね。内需の拡大ということになれば、やはりそのうちの六〇％弱を個人支出が占めていくわけであり、そういう意味では、大幅な減税という要求や大幅な賃上げということが、また社会福祉の充実というふうなことが今国の手によって実現が求められている問題なんです。ですから、私は、国家的な要請とも相反するような傾向だと思ふわけであり、そういう意味で、私は、恩給の改悪につながる作業を直ちに中止することを強く要求しておきたいと思ふ。

次に公務員問題についてお尋ねをいたしたいと思ふますが、大蔵省、来ていらつしやいますね。給与改善費を六十一年度の当初予算に計上しなかつたのはなぜでございますか。

○竹島説明員 給与改善費につきましては、従来から、人事院勧告の目安といひますか給与改定の目安といふものではなくて、公務員の給与改定に備える財源措置という性格として扱われてまいりました。それで、具体的なその計上につきましては、毎年度の予算編成に当たりまして、その都度その財政事情等を考慮して計上割合を決めてきておつたわけでございます。

六十一年度につきましてこれを計上しなかつた理由は、御案内のとおり大変厳しい状況のもとで編成された予算でございます。計上できた方が望ましいことはもとよりでございますが、残念ながら今回は計上を見送らざるを得なかつたということでございます。

ただ、つけ加えさせていただきますが、このことと人事院勧告といひますか公務員の給与改定問題とは直には関係はないというふうに申し上げたいわけでございます。

人事院勧告はこれからどうなるのか、人事院の

方の御判断にかかつておるわけでございますが、この問題についての政府としての方針は、既に昨年の人事院勧告の取り扱ひの決定のときに官房長官談話で明示申し上げておるとおり、「完全実施に向けて誠意を持って対処する」ということになつておまして、取り扱ひ問題とは別な問題として、財源難からまず計上を見送つた、こういうことでございます。

○三浦(久)委員 財源難だから当初予算への計上を見送つた、こう言われるのですけれども、しかし、給与改善費というのは当然予想されるものであります。今あなたは人事院勧告の実施の問題とは関係ない、こういうふうにおっしゃられましたけれども、しかし給与改善費がゼロだ、これはもう二十何年なかつたことですから、そうすると、それがゼロになつたということとは、これは人事院勧告が出て実施しない腹じゃないかというふうによくの人々が不安を持つのは当然なことだと私は思ふのです。当然予想される給与改善費をなぜ計上しないか。財源難だから計上しない、そんなことは全く理由にならないというふうに私は思ふわけなんです。

今までの大蔵省のやり方を見ておきますと、例えばこの給与改善費は昭和四十三年に予備費に計上されたのです。このときにも、当然予想される給与改善費を予備費でやるとは何だ、これは財政法上の精神にも反するといふふうに批判をされて、そして大蔵省は翌年度から当初予算に五％を計上したのです。それで四十四年度から五十三年度まで十年間、五％が当初予算に計上されておりました。ところが、どういふことが五十四年度から始まつたのかといひますと、五十四年度にこの給与改善費の当初予算計上は二・五％に減らしたのです。そして翌年の五十五年度には二％になりました。さらに五十六年度から昨年度まではわずか一％ですね。そして六十一年度、来年度からはゼロなんです。そうすると、五％から二・五％になり、二％になり、一％になり、ゼロになるというこの過程を人事院勧告の実施状況と

比較をしてみますと、その関連というのは極めて鮮やかに浮かび上ってくるわけであります。

例えば、五%から二・五%に減らした五十四年度、ここで初めて人勧の値切りが出てきていますね。これは指定職の給与改善の実施を十月一日におくられた年であります。これを皮切りに人勧の値切りが始まって、そして一般職の給与の抑制、凍結というところにずっと進んで今日に至っているというのが実情なんです。ですから、今私が申しましたように、こういう給与改善費の削減、いわゆる当初予算への計上の削減というのは、歴史的に見ても、明らかに公務員給与抑制の意図を持ったものであるというふうに言わざるを得ないわけであります。

この点、大蔵省の見解を改めてお聞きしたい。そういう意図があるのかないのか、お聞きしたいと思ひます。

○竹島説明員 そういう意図はございません。確かに過去は、今御指摘のとおり経過ということに数字の上ではおっしゃるとおりだと思ひますが、六十一年度に關しまして委員御指摘のような意図は、大蔵省を含め、ございません。

○三浦(久)委員 そうしますと、じゃ六十一年度に人事院勧告が出されたと仮定いたしますと、財源がないからというようなことは言ひませんか、どうですか。

○竹島説明員 人事院勧告が出された場合の取り扱いにつきましては、これは毎年同じでございますが、給与関係係会議において議論をされる、そして取り扱ひが決められるわけでございますが、その場合に、これは財政事情を含めまして国政全般との関連で検討を加えるということになるわけでございます。そういう意味で六十一年度、これはどうなるかわかりませんが、仮に人事院勧告が出された場合には、やはり同じようなスタンスで慎重に検討させていただきます。ただ、その場合の基本的な考え方としては、昨年の官房長官談話にございますように、「完全実施に向けて誠意を持って対処する」ということを十分踏まえ

して検討をさせていただきます、こういうふうにして思ひます。

○三浦(久)委員 そうすると、給与改善費がゼロだから財源がない、そういうふうな結びつけはないというふうな承つておきましよう。

人事院総裁にお尋ねいたしますが、給与改善費の当初予算計上ゼロですね。仮にゼロであつても、いわゆる官民較差に基づいてちゃんと人事院勧告をするのかどうか、この点お尋ねいたします。

○鹿兒島政府委員 昭和六十一年の給与勧告につきましては、既に国家公務員の給与実態につきましては調査を開始いたしております。これに対する民間企業の賃金の状況でございますが、これは春闘が終りましてから、おおむね五月の上旬から六月の中旬にかけてまして調査をするということ、現在作業を進めておるわけでございます。従来からの同じベースで私どもは現在人事院勧告の作業を進めておりました、較差が出ますれば勧告をするという形で現在作業を進めておるところでございます。

○三浦(久)委員 そうすると、給与改善費がゼロでも、それには影響されずに作業を進めておる、そういうことでございませう。

○鹿兒島政府委員 先ほど財政当局から御答弁がございましたとおり、私どもは、この計上はあくまでも予算編成上の問題だというぐあいに理解いたしております。

○三浦(久)委員 ここにこういう報道があるので、これは、国家公務員の中に、改善費がゼロなので人勧を行わないのじゃないか、人事院勧告を出さないのじゃないかという不安があるということ、国会で人事院総裁に質問をしているのですが、この中で人事院総裁は、官民較差が五%以内であつても、較差があれば積極的な姿勢で対応したい、こういうふうな答弁をされておるわけでありませう。

人事院総裁にお尋ねしますが、今年度の人事院勧告を行うに当たつての基本的な立場を改めてお

伺ひたいと思ひます。

○内海政府委員 今までも私の見解はいろいろな機会を得まして申し上げておりますけれども、人事院の勧告というものは、くどいようですけれども、労働基本権を制約されておるものとにおける公務員給与の改善のほとんど唯一の機会であり、措置なわけでございますから、それゆゑにこそ法律にもそういうふうな対応が規定されておるわけでございます。私どもも、その法律に定めてある、あるいは法律の規定されておる趣旨というものを厳しく受けとめて考えなければいけない、こういうふうに基本的に考えておるわけです。

そこで、五%以下という問題ですけれども、この問題は、五%以上でなければ勧告してはいけないというのではないかと私は考える。したがつて、仮に五%以内であつても、諸般の諸条件を十分検討した上で、勧告しなければならぬという状況であれば勧告すべきものである、私はこういうふうな考え方をもちまして、そういう事柄につきましては積極的な考え方をもちつてこれに対応していきたい、こういうふうに考えております。

○三浦(久)委員 今までも官民較差が五%以内であつても、昭和五十三年、五十四年、五十七年と勧告をしてきておるわけですね。来年度もこれに準じたやり方でやられるという御答弁のように承りました。

私は、公務員の不安というものを解消してやらなければいかぬと思ひます。総裁の前任者である藤井人事院総裁ですが、この方は、五%以内であつても公務員の生活上無視できない状況になつておるんだ、五%以下でも勧告することが適当だ、私はだからそういう信念で三年間やってきたんだ、これが正しい法律の規定の解釈である。これが大事ですね。これが法律の規定の正しい解釈である、こういうことを、これは昭和五十八年三月二十三日の参議院の質疑の中でお答えになつていらつしやるわけでありませう。私は、これは大変正しい考え方だと思ひますが、人事院総裁はこの藤井前総裁の見解に対してどうお考えでござい

ましようか。

○鹿兒島政府委員 国家公務員法の二十八条の解釈の問題かと思ひますが、御承知のように二十八条は、第一項におきまして、情勢に適応すべき原則を掲げております。そして第二項におきまして、お話がございました五%という数字が出てくるわけでございますが、これはあくまでも、基本は第一項の情勢に適応すべきということが基本にあるわけでございます。第二項の方は五%を超えましてときには勧告を義務づけているということでございます。五%未満の場合に勧告ができないという解釈ではないということでございます。

○三浦(久)委員 私は何でもこんなことをしつこく聞くかと思ひます、今までも政府は、この数年にわたつて勧告を無視し続けてきたのです。今、総裁も、人事院勧告制度というのは労働基本権制奪の代償措置であるとおっしゃいましたね。私たちに言わせますと、労働基本権制奪の代償措置なんというものはないんだという考え方です。これは今の国鉄の職場を見ればよくわかります。労働基本権というのは何も賃上げだけの問題じゃないのです。職場におけるさまざまな要求闘争というのがあるわけですね。賃上げの問題だけじゃありません。それが現在では、賃上げ以外のさまざまな要求を改善することができないのです。ですから、今の国鉄の労働者というのは、手足を縛られて殴る、けるの暴行を加えられていて全く同じようなひどい仕打ちを受けています。ですから、私は個人的に確信していますけれども、労働基本権にかかわるべき代償措置などというものはあり得ない、そんなものはあつても、どんなに優秀なものをつくつても、それは不完全なものでしかありません。そういうふうな思ひがあるわけですが、その人事院勧告制度ですら、政府はずつと値切り続けてきたわけでありませう。ところが三年間で段階的解消、こういうことを言っているわけですね。これは総務庁長官にお尋ねしたいのですが、六

十一年度というのはもう三年間の段階的な解消が
終わった年なんですね。そうすると、六十一年度
の人事院勧告については完全実施するというふう
に言わなければいけないと私は思うのです。いか
がでしょう。

○江崎國務大臣 これは今までの質問者の皆さん
にもお答えしてまいりましたように、昨年十一月
八日の官房長官談話もございます。したがって、
人事院勧告があれば、我々総務庁としては、その
方向を尊重してできるだけ実施できる方向を決め
たいと考えております。

○三浦(久)委員 段階的な実施を行っていたと
き、また値切りを行っていたとき、その場合でも
ために全力を尽くしますということを言っておら
れたのです。そうすると、そういう同じ答弁で
は六十一年度どうなるのかなという危惧を抱かざ
るを得ないのです。ですから、六十年度と六十
一年度は人事院勧告の実施については違ふ意味を持
った年なんだということは御確認できますでし
ょうか。

○江崎國務大臣 これはもう何度も申し上げてお
りますが、俸給というのは勤務の基本的な条件に
かかる重要な問題です。人事院勧告があれば、
財政が苦しくてもその方向に従って十分誠意を尽
くす、そう申し上げておるわけです。

○三浦(久)委員 次に、国家公務員の女子の健
康、安全管理基準問題についてお尋ねしたいとい
います。

人事院は女子の健康、安全管理基準である人事
院規則十の七について、多くの労働者の反対を押
し切ったその改悪を強行しようとしたしておるわ
けであります。昨日、要綱を労働者にお示しにな
っておりますが、その大要をまず最初にお伺いし
ておきたいと思っております。

○中島(忠)政府委員 今回の改正のきっかけは、
先生御存じのように、女子差別撤廃条約を批准し
たしまして、その国内法整備の一環として、人事
院規則の十の七の改正を行おうということござ

います。ただ、労働基準法及びその施行規則も同
じ関係にあるわけですが、これが既に改
正されておりますので、女子差別撤廃条約の考
え方を実現すべく、そして労働基準法を参考にし
ながら、我々は改正案を固めたわけでございます。

その要点というのは、一つは深夜勤務及び時間
外勤務、これにつきまして、原則として制限を存
置しておきますけれども、その適用除外範囲を拡
大していくというものが一つござります。

第二番目といたしまして、女子の生理を理由と
する休暇につきまして特別休暇であったのを、病
気休暇に改めていくというものが第二点ござい
ます。

それから第三点といたしまして、危険有害業務
についての就業制限でございますが、妊婦、産婦
及び一般女子に分けて、それぞれ労働基準法
制で定まりましたと同じ危険有害業務の制限をし
ていくというものでございます。

それから第四点といたしまして、妊産婦に係る
措置でございますが、産後の就業制限期間を八週
間に延長しようというもので、深夜勤務及び
時間外勤務につきまして妊産婦につきまして制
限措置を講じていくというものでございます。

以上、大要を申し上げたわけでござります。
○三浦(久)委員 今回の改正の内容、これは女子勞
働者の健康に非常に大きな影響を及ぼす問題ばか
りだと私は思っているわけでありまして、そういう
意味では女子差別撤廃条約の理念にも反しておる
と思うのです。

例えば生理休暇の病休扱いの問題、また、今言
われまいた深夜勤務、時間外勤務、その制限の適
用除外の範囲をうんと拡大していくという問題、
こういう問題は本当に大変な問題だと私は思いま
す。人事院というのは、女子労働者の健康とか安
全とかを守る立場、いわゆる使う人間の立場では
なくて労働者の立場に立ってこういう規則を制定
すべきだというふうな思っているわけですが、今
回の場合はそうではなくて、まさに働かせる側の

立場に立ってこういう改悪を推し進めているとし
か理解できないのです。

例えば看護婦さんの場合には、深夜勤務の場合二
人夜勤で一月には八日以内の勤務だ、こうなっ
ています。ところが実際にこれは全然守られてい
ません。二・八勤務というものを人事院が判定し
たというところは、それ以上の労働をやらせればそ
の看護婦さんの健康に回復したい大きな影響を
与えるということから、ああいう判定が出された
と思うのです。ところが実際に全然行われてい
ない。それで、私も去年質問しましたけれども、
人事院もその是正措置について積極的な姿勢をと
ろうとしていません。そして今度は、深夜残業
の制限を大幅に緩和していくというようなことを
やるうとしていくわけですね。

〔石川委員長代理退席、委員長着席〕
私、ここに看護婦さんの勤務表、一月と二月の
を持ってきましたけれども、これはどこかとい
いますと国立王子病院のものです。婦長さんが一
人、看護婦さんが十二人、そして一人助手がおり
ます。これで全体でローテーションを組んでや
っている病院なんです。これを見てみますと、
婦長さんは夜勤していません。しかし、そのほ
かの人たちは少ない人で九日やっています。多
い人で十一日です。ですから九日ないし十一日
夜勤をされているのです。これは私は女子労働者
にとって大変大きな負担だろうというふうに思
います。これは、例えば鉄鋼労働者の労働条件が
非常に厳しいと言われているけれども、この鉄
鋼労働者の例えば四直三交代の人々をとってみま
しても、深夜勤務というのは一カ月で五日、多い
人でせいぜい十日です。五日から十日におさま
っているのです。ですから、看護婦さんの労働が
いかに過酷なものであるかというのを、これを比
べてみただけでもよくわかるかと私は思うわけ
なんです。

それで、看護婦さんの問題について言えば、準
夜勤して午前一時まで勤める。午前一時まで勤
めて、今まではその深夜の残業というのは禁止さ
れていました。一時以降にわたって残業を命じて

はいけないわけですね。ですから一時まで勤務した
ら帰れるわけでしょう。今度は一時以降でも残業
することができるようになりました。人事院とし
ては、こういうことは看護婦さんの健康にどうい
う影響を及ぼすというふうな判断をされているの
か私は理解に苦しむので、ひとつ人事院のお考え
をお聞きしたいと思っております。

○中島(忠)政府委員 私たちは、今先生がお話し
になりましたように、看護婦につきましても深夜
の時間外労働の道を開こうじゃないかという改正
をしようというものでござりますけれども、これ
は、今回の改正措置によりましてその道を開いた
ことというのがその拡大につながるという考え方
ではございせん。既に労働基準法及びその法
制で定められておりますように、看護婦さんにつ
きましても、いいことではございせんけれども、
どうしても深夜の時間外というものが現実
起こっております。その道をやはり制度としては開
いておかねばならぬだろうということござ
います。労働基準法におきましてもそういうふう
につくられておりますので、それに合わせてい
こうというふうな考え方ではございせん。

○三浦(久)委員 現実起こっているからそれに
合わせようなんて、とんでもない話ですね。私に
言わせれば、現実にはそういうことが起こってお
るのを解消していく、そのために人員をもっとふ
やしていくということを考えるべきじゃないかと思
うのです。

例えば、看護婦さんが四時半に出動して準夜勤
の場合午前一時まで勤めます。この勤務形態を
見ると、準夜勤の場合には次の日が日勤になる場
合があるのです。そうしますと、日勤というの
は次の日の午前八時半から出なければいけない。
そうすると、午前一時まで勤めまして、そして例
えば一時間、二時間残業したとします。家に帰ら
なければいけません。タクシーで帰ります。家に帰
る、帰って寝る暇はないですよ。看護婦さんが子
供を持っていらっしゃる。さあ、子供に飯を食わ
せて学校へ出さなければいけません。そういう

ことをやって、また八時半に出動してこなければならぬという勤務形態になっておるのですよ。ですから、今までは一時でもってやらせなかったのだ。しかし、人員が足りないためにやむを得ず残業しておったということがありますね。しかしそれは解消すべきなんであって、やっているから制度としてそういうふうに出動するんだんということを言ったら、看護婦さんの健康とか命というものはどうなるのです。それはまた医療過誤にもつながっていく重大な問題なんですね。この点をどういうふうにごらんされておられるのか。そういうふうな勤務形態が出て構わないと思ってい

らっしゃるのですか。それを制限するというのがあなたたちの役目じゃないでしょうか。人事院、どうですか。

○中島(忠)政府委員 制度の姿として、労働基準法制と同じようにしておこうということでございまして、先生が今お話しになりましたように、今までと同じような厳しい態度でこの制度を運用していただくように、関係省庁には要請していただければならないというふうに考えております。

○三浦(久)委員 そうすると、今までのように厳しい態度で関係省庁に要請していくというのは、具体的にどういふことを言うのですか。人事院、お願いするだけですか。どういふことをされるのですか。私はこんなめっちゃくちゃ話はないと思っておるのですよ。どういふふうに関係省庁に要請するのですか。

○中島(忠)政府委員 深夜の時間外勤務というのが極めて重要なことであるというふうな認識を既に関係省庁でも十分持っていたいておられますけれども、今回の改正というものが、先ほど来御説明申し上げておりますように、制度の姿としては労働基準法と同じような制度の姿にするわけでございますけれども、それによって深夜の時間外というものを今までと違つたような形で運用していただくというふうな要請しなければならぬということでございます。

○三浦(久)委員 もっと具体的に言ってください

よ。もっと具体的に何か言えるのじゃないのですか。何をやるの。ただあなたたちが要請するといつたって、そんなものは何も効力ないですよ。ちよつと答弁してください。

○中島(忠)政府委員 深夜の時間外勤務というのが行われておるといふのは、私たちも病院の実態を調査して話を聞きますと、例えていいますと、深夜に救急患者が運び込まれてくる、特に深夜は民間の病院におきましては救急患者の受け入れというのが余り行われておりませんので、国立病院、公立病院へ運ばれてくるケースが多いようございまして、そういう場合には、ちよつとそれが交代時に当たつておるような場合には、時間外勤務というのが行われておるようございす。そういうような、非常に限られた場合といひますか緊急な場合に、そういう時間外というものを限るべきであるというふうな考え方を持っておりますが、具体的に病院の経営管理について責任を持つておられるそれぞれの省庁において、その病院の実態に応じて、この重要性を判断した上で運営していただかなければならないと考えております。

○三浦(久)委員 そうしたら、何の歯とめもないじゃないですか。そうしたら、厚生省とか文部省とか看護婦さんを所管している省庁、それに自由に任せるというものでしょう。あなた自身はそう考えておられるけれども、文部省や厚生省がどう考えるかわからないみたいになさなことで、何の歯とめにもならないのですか。

大體、あなたの言っていることは矛盾がありますよ。国立病院には、民間がいわゆる救急患者をなかなかとらないから、国立病院にほとんど救急患者が来るといふんでしょう。しよつちゅう来るんだつたら、緊急事態でも何でもないので、年じゅう来るんだから。年じゅう来る、そういうものに対処するような人員をちゃんと配置するといふのが、あなたたちの仕事じゃないかならないのじゃないですか。ですから、こんな年じゅう来る救急患者、これが来るたびに深夜残業をやらさ

れるなんてとんでもない話ですよ。それからまた、この緊急事態というものの中には、亡くなったとか容体の急変というふうなこともあるでしょう。しかし、がん病棟とか老人が多いとか重篤の患者が多いというふうな病棟といふのはあるわけですよ。そういうところだったら、じゃ年がら年じゅう深夜の残業をせざるを得ないといふこと。これでどうして女性保護とか母性保護というものが実現できるのですか。こんなでたらめな人事規則の改正なんといふのはやめべきですよ。もっと看護婦さんたちを大事にしてやるべきじゃないですか。本当に身を粉にして働いていらつしやるのですよ。この点人事院総裁、もうちよつと何か、深夜残業をやらせたいというならそういう歯とめをつくるべきだと私は思ふのですよ。この点どういふ御見解でしょうか。

○中島(忠)政府委員 人事院といたしましては、私が先ほど申し上げましたように、関係省庁に対して今回の改正の趣旨というものをよく伝えまして、それぞれの省庁で責任を持つて運用していただくように要請していくということを考えておりますが、先生がお話しになりましたような点はよく踏まえまして、関係省庁にびしりと要請していくことを考えております。

○三浦(久)委員 生理休暇を病休にしましたね。そうすると休むとこれは労働者に不利になりますけれども、あなたたちは国公労連との交渉で、生理休暇をとったからといって不利益な扱いはしないといふことを人事院の事務総長通達で徹底をさせる、こういうふうにご答えておるようですね。これはそのとおりですか。

○中島(忠)政府委員 その点につきましては、現在特別休暇として扱っておるわけでございますけれども、それを病気休暇にすることによりまして、定期昇給とか特別昇給、勤勉手当の関係におきまして急に変わるというのにはやはり激変になるだろうというので、私たちの方では従来と同じような取り扱いをすることを考えております。

達で徹底させるということですか。

○中島(忠)政府委員 この規則を制定いたしました通達を出しますが、その通達の中で書いていきたいと考えております。

○三浦(久)委員 そうであれば、看護婦さんの深夜残業の問題についても人事院が責任を持つたかどうか。あなたたち、関係省庁に要請すると言っている。そういう要請というものは、恐らく文部省とか厚生省に通達を出してもらふようにしようといふことだろうと思ふのです。それじゃ人任せじゃないですか。一〇七はあなたたちがつくって改悪したんだから、それなら、緊急やむを得ない事態に限る、そういうふうな人事院が、あなたたちが自身が通達を出すべきじゃないんですか。あなたたちが要請したって、文部省も厚生省もそういう通達を出すかどうかかわからないんだから。出さなかつた場合に、あなたたちとしては何らそれに対する対抗措置をとることができない。だから、あなたたちが少なくとも、この一〇七のいゝわゆる看護婦さんの深夜残業の問題についてそういう解釈をとっているのなら、緊急やむを得ない事態に限ると考えていらつしやるのなら、それをあなたたち自身の通達でびしりと明確にすべきじゃないですか。それは法を適正に運用する者としては当然なことだと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○中島(忠)政府委員 深夜の時間外勤務ができるというのには、看護婦のほかにも、航空管制官とか刑務官とかいろいろございす。いろいろございすけれども、そういう方たちにつきましても、深夜の時間外勤務というのにはやはり緊急の場合、臨時の場合に限られるべきでございます。

その緊急の場合、臨時の場合というのはいかなる場合かといふのは、それぞれの施設の事態に応じてそれを判断していかなければなりません。で、私たちの方では、看護婦の場合につきましても、刑務官の場合につきましても、あるいはまたその他少年院の場合につきましても、どういふ場合にそれを行うべきかについては、それぞれの施

設の管理経営の責任者が判断していただかなければならない。そして、我々の方では一般的な考え方といえますが、それを厳しい考え方でも示して、責任を持っていただくようにしていかなければならないというふうに私は考えております。

○三浦(久)委員 ですから、それは人任せの考えで、だつて、あなたたちがこの人事院規則の一〇一七を改正しているわけだから、そうでしょう。改正するに当たって、それが適用されるおのの職場の実態を何も検討しないでこれを決めたのですか。職場の実態の把握は現場長ですとか施設の管理責任者ですとか、そんなことを言うのは無責任でしょう。こういうことをやったら女子労働者にどういふ影響を及ぼすのかというものは、具体的な職場の実態というものはあなたたちが把握していなければいけません。それでなければ、こんなものをつくれないうちがよいですか。私はそういう回答はちょっと腑に落ちないですね。私は、もうあなたたちがそういう職場の実態は十分に把握をしておいて、こういうものを出してきているんだらうと思つておつたのです。ところがそうじゃないとおっしゃる。それじゃもう、全然初めに一〇一七の改悪ありきじゃないですか。そして、後は各省庁が自由にやってくれ。こんなことじゃ女性保護も母性保護もできません。これは日本の民族の将来にとつても重大な問題なんです。

もう時間がありませんけれども、また後の機会に追及することとして、私はこういう人事院規則の改悪はやるべきだということを強く要求して、次の質問に移りたいと思つております。

いわゆる戦後処理の問題でございます。きょうは官房長官はお見えになつていらつしやしませんので、具体的な問題はまた次の機会にお伺いすることといたしまして、きょうは戦後処理問題についての現状認識について、若干御質問をいたしたいというふうに思つております。

一昨年の十二月に、戦後処理問題懇談会が報告書を出しました。ここで、特に重要な事項として、

て、恩給資格者の問題とか戦後強制抑留者問題とか在外財産問題等に限定して、結論を出しておられるわけでありまして。報告書ではこの三つの問題が特に重要だといふふうにしてはいるんですが、何でこの三つだけが特に重要なのか、どういふふうにお考えになつていらつしやるのか、総理府にお尋ねをいたしたいと思つております。

○杉浦説明員 お答え申し上げます。

五十七年の夏にこの懇談会が発足いたしましたときに、大変多くの方からその問題についていろいろな御議論があつたかと聞いております。その中で、先ほど先生がおっしゃいました三つの問題の方々につきましては、非常に強い希望があるいは大変大きな問題点という格好での御指摘がございました。したがつて、その問題につきましても焦点を絞つて、各政策あるいは資料あるいは関係者の御証言等をお聞きしたということをしておりまして、

○三浦(久)委員 そうすると、強い希望があつたというものに限定したということなんですけれども、しかし、そうすると戦後処理という問題を非常に狭く解釈していると思つたのです。

例えば、この三つの問題のほかに従軍看護婦の処理の問題、これはまだ片づいていません。それからまだ被爆者援護法制定の問題も片づいておりません。それから一般の戦災者の問題、これだつて強い要求がある問題です。こういう問題はまだ解決をされてないわけですね。

この戦後処理懇談会ですが、政府は今まで、一般戦災者問題にも留意しながら戦後処理懇談会はいろいろ検討してきた、こう言つていらつしやるわけですね。そうすると、一般戦災者問題についてはどういふように留意して検討してきたのか、その点をちょっとお尋ねしたいと思つております。

○杉浦説明員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、この三つの問題についてはいろいろな議論を個別にやつたわけでございますが、先生のおっしゃいました一般戦災者の問題についても、大変大きな問題であるとい

う認識は委員の先生方が十分お持ちであつたというところでございます。

○三浦(久)委員 問題意識は持つておつたけれども、何にもしていないということでしょう。そして、この報告書を見ますと、むしろ何か逆な使われ方をしている。例えば、恩給者に対していろいろ処置するといふことは、一般の戦災者に対しては何もしないのだから不公平だとか、そういうことで結局この三つの問題についても解決はしないのだ、もうこれ以上のことは何にもしないんだというのを正当化する口実に、この一般戦災者問題というものは使われているという気がするのです。

これは、問題の立て方が全く逆だと私は思います。一般戦災者の救済というものは、国際的にもドイツ、イギリス、フランス、こういうところで既にやられております。日本の地方公共団体の一部でも行われております。見舞金という名目で、岡崎市は昭和五十四年からやつてまいりました。岐阜市は昭和五十七年度から、年間にわずかなお金ですが、戦傷者について見舞金を出しているのです。ですから、懇談会のこの結論というのは、従来ずっと政府が言つてきたことをただ追認しているだけというふうなことで、私は余り權威のないものだと思つておつたわけでありまして。ただ、この懇談会の報告で違ふのは、今あなたが室長になつてやつていらつしやる特別基金を創設しようといふことなんです。

それで、私は改めてお聞きしたいのですが、この恩給者問題とか抑留者問題とか在外財産問題、これについての政府の基本的な考え方を改めてお尋ねしたいと思つております。

○杉浦説明員 お答え申し上げます。

この問題につきましても私どもの基本的な考え方は、今までも申し上げておりますが、先ほどの戦後処理問題懇談会報告が提唱いたしておりました、いわゆる個別補償ではない、その基金でもつて関係者の皆様方の御納得を得るような事業をするという点でございます。

○三浦(久)委員 そうすると、個別補償はもう考へていないということでございますね。それでよろしいのですか。どうでしょう。

○杉浦説明員 お答えいたします。

この報告書にも書いてございますが、今までやりました各措置、これ以上措置をする必要がないという御結論をまづいただいております。その上で基金という議論に入つておりますので、私どもはその趣旨をそのまま生かしたいと思つております。

○三浦(久)委員 今あなたが室長をされている特別基金調査室ではアンケート調査をやつておられますが、ここにありますが、生活状況について十一問、軍歴について五問、基金について六問、計二十二問質問してありますが、このアンケート調査の目的は何でしょうか。また、個人補償の要求との関係、これをお尋ねしたいと思つております。

○杉浦説明員 お答え申し上げます。

私どもが、ただいま調査票を郵送いたしました追つております調査の主要目的は、先ほど申し上げました基金を設立するために関係いたしております関係者の方々の実情、または基金の事業を行う場合の出身につきましても希望、意向、こういったものを調査することでございます。

○三浦(久)委員 次に、恩給資格者の問題についてお尋ねいたしますけれども、旧軍人の普通恩給、下士官以下の有資格者職年十二年というふうな決められておりますが、これの根拠は何でしようか。

○佐々木政府委員 昭和八年に改正されました恩給法に基づく兵・下士官の必要在職年でありまして、

○三浦(久)委員 それだけでですね。要するにそのときに決まつたからというものでしょう。そうすると、軍人が十二年に対して文官が十七年というふうな差がありますけれども、それはどうしてですか。

○佐々木政府委員 恩給の必要在職年の年限の定

め方につきましては、御承知のとおり種々沿革があるわけでありまして、例え、恩給の一番最初は海軍で、明治八年に定められた海軍退隠令、それから明治九年に陸軍恩給令、文官が明治十七年、それから大正十二年に恩給法のそのあたりの全部の整備が行われております。その際に、文官につきましては十五年、それから兵・下士官につきましては十一年、准士官以上につきましては十一年、こう定まったわけでありまして、しかるころ、昭和八年に大變な財政難を背景といたしまして恩給法の改正が行われた。そこで文官につきましては二年延ばしまして十七年、それから軍人さんにつきましては、准士官以上につきましては十三年、兵・下士官につきましては、大体二年ずつ上げていくわけでありまして、気の毒だといふふうなことがありまして一年上げて十二年となつたといふことでございます。当初の段階では、明治八年の段階でありまして、陸軍、海軍ともに、それぞれ諸外国の制度を一応考慮した、こゝういふふうなことを承っております。

今なぜ文官が十七年で、大正十二年にはこれは十五年だつたわけでも、それから兵・下士官が十一年、後で十二年になつたわけでも、すけれども、であるのかといふことにつきましては、当時の諸般の事情ないし、その説明を確かめましたところでは、経済的能力の減耗の補償といふのが恩給法の基本的な考え方でありまして、兵・下士官の勤務あるいは兵隊の勤務の経済的能力の損耗の度合い、そのあたりが十七年あるいは十二年に对应するものであらう、このように言われておるわけでありまして。

○三浦(久)委員 もう一つ聞きますが、加算年がありますね。この加算年の改正で一番最近の例はどういうもので、どういふ内容でしょうか。

○佐々木政府委員 御承知のように、加算年には戦務加算としての地域加算とそれから戦前、戦中を通じてだんだん整備されてまいつたわけでありまして、戦後新しく加算年を設けたのは

実は抑留加算なんです。戦地において抑留された、シベリアそれから南方、そのあたりで抑留された者につきましての加算を認めたというのが、昭和四十年であります。なお、戦後しばらくこの加算年はそれ何といふか、二十八年に軍人恩給が復活したときに制限をされておつたわけでありまして、そうしたような戦地加算が復活したのは昭和三十六年でありまして、それで、いわば南西諸島の他に對しまして、戦時中に手続だけ行われて制定されておりました加算年が設けられたのが、昭和三十九年でありまして、その後、今申しました抑留加算、四十年といふのがあらうところがある新しい加算であります。

○三浦(久)委員 今のお話を承っておりますと、在職年の問題、これも絶対的なものじゃないといふことですね。財政事情によって伸びたり縮んだりしている、こゝういふことですから、また、加算の問題でもそうでしょう。加算年が違つてくるというもので、これはさういふ意味では在職年の変更と等しいようなものなんです。だけれども政府は、この在職年といふのは年金受給の基本的な要件だ、ですからこれを變えることは制度の根幹に触れるんだ、だからできないんだ、こゝう言つておるわけでも、それは今のあなたの答弁自体から見ても、何ら根拠がない、いつだつて状況によつては變えていくといふことですね。

例えばシベリア抑留の加算年の改正の問題にしても、それじゃそれで混乱が起きたかといふこと起きてはいませんね。ちゃんと秩序正しくやられていくわけですから、ですからやはり今強い要求があるわけですね。十二年で切つちやうのはどうなんだ、さつきも質問がありましたけれども、十一年何カ月で受給できない、こんな不合理な話があるかといふので、今運動団体が一生懸命運動してあります。ですから、こゝを絶対的なものだといふうに受けとめないで、私はもっと柔軟に對処

してほしい。この問題についてはまた次の機会にやらせていただきますと思つております。

それでお尋ねしたいのは、三月一日付で公益法人、これは社団法人ですが、元軍人軍属短期在職者協力協会といふものができましたね。これは総務庁が総理府の認可だと思ひますが、この協会の目的は何でしょうか。

○杉浦説明員 お答え申し上げます。

この社団法人の目的といたしましては、戦後処理問題に關する政府施策に協力するとともに、戦争体験の後世への伝達等を行うことにより、国民の福祉の向上に寄与し、永遠の平和を希求する、こゝういふのが目的でございます。

○三浦(久)委員 そうしますと、それは個人補償の実現を目的とした社団法人ではないということですか。

○杉浦説明員 お答え申し上げます。

この法人の目的がたゞいま申し上げました内容でございまして、それを具体的にいたします事業といたしまして幾つか特掲してございしますが、その中にも個人補償をこの法人で行うといふようなものは一つもございせん。この法人が事業を行う、その事業が公益あるいは公益として十分認められるといふことから、総理府と厚生省で社団法人としての認可をしたわけでございます。

○三浦(久)委員 そういふことだから認可になつたんだらうと思ふので、しかし、恩欠者の要求といふのはあくまでも個人補償なんです。ですから、政府の今とつては態度といふのはそれと全く逆行する問題であります。その問題については私はまた次の機会に見解を述べさせていただきます。きょうはこれで質問を終わらせていただきます。残余の時間を柴田議員の関連質問にさせていただきます。こゝういふふうに思ひます。

○志賀委員長 関連して、柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 関連させていたしまして、時間がありませんで、中曾根内閣の審議会政治、ブレイン政治の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

中曾根内閣の政治の重要な特徴の一つは、行革審や国鉄再建監理委員会、臨教審、こゝういふ点にわゆる臨調型審議会をたくさん用いるといふ点にあると思ひます。率直に言へば、これらに代つたならば、これらの臨調型審議会を国会の上に立つ事実上の国権の最高機関扱いにして、こゝに財界代表や側近、ブレインを大量に送り込んで、国の進路や各分野の政策の基本などを決めるとか、答申、意見が出される前からこれを尊重する、こゝういふことを言われまして、答申、意見が出ると直ちに最大限尊重し、実施することを開議決定して、すべての省庁を拘束するといふ手法をとつておられると思ひます。

この問題自体は重大問題ですが、審議会の運営にもやはり問題があると思ひます。例えば行革審は、この七月の二十六日に、今後における臨時行政改革推進審議会の運営方針といふものを決めました。この中には、「臨時行政調査会答申に基づき行政改革を推進するため、行政改革に關連する各界各方面の団体との連携を強化するとともに、「一日行革審」を開催する等国民に對し行政改革のPRを行い、中央・地方を通ずる行政改革に關する国民的気運の高揚に資する」といふことを述べております。述べているだけではないで、実際にこれをもつ実践に踏み出しているわけなんです。

この一月二十三日に、虎ノ門ホールで行革国民大会が行われました。主催者は行革国民会議、行革推進五人委員会、国民行革会議、まだあります。これらに加えて総務庁や行革審、国鉄再建監理委員会も加わつて、共催しております。その中では、瀬島龍三行革審小委員長あるいは加藤寛国鉄再建監理委員会の委員長代理が報告をいたしましたし、中曾根総理や土光行革審会長あるいは大槻文平行革審会長代理も発言をしております。

これらは、行革審としては行革審設置法に照らしてみると、特に行革審の目的及び設置、所掌事務、こゝうしたことから見ますと逸脱をした行為を

している。国鉄再建監理委員会の場合も、設置法の設置と所掌事務、こうしたものから見ました場合に、同様に逸脱した行為をやっているというふうに見なければならぬと思いますが、所見を伺います。

○江崎国務大臣 これはもう既に法律で決めたものであります。御承知のように、この臨時行政改革推進審議会設置法の第二条で、「審議会は、臨時行政調査会が行った行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べ、これは非常な権威が認められておるわけですね。そして、それに対して、一月二十三日に行革国民大会というものを開いたわけです。そして、いよいよ行革の正念場といえますが国鉄問題と取り組もうというわけでありまして、民間の行革関係団体、地方六団体、それから総務庁、行革審、国鉄再建監理委員会、これが参加して行われたことは今御指摘のとおりであります。

そこで、行革審としては従来から、答申や意見の取りまとめに当たって、その参考に資するため国民各界の意見を聴取する、そしてまた、このために審議の状況について国民に説明を行ってきた、こういう経緯があります。今回も同じ趣旨でそれをやったわけでありまして、しかも、この会合には内閣総理大臣も私も出ましたが、自由民主党の代表、それから日本社会党の代表、公明党の代表、民社党の代表、それぞれ書記長であるとか政審会長であるとかという方が来賓としてお出になつて、激励のあいさつをなさっておられます。共産党だけがどういふものかお出まじにならなかつたわけですが、どうぞこの次から出てくださった方がよいと思うのです。

○柴田(睦)委員 共産党は法律を守ります。私が今言いました臨時行政改革推進審議会設置法、この中に、その所掌事務の中にそうした関係団体と共催したPRを行う、そういうことが書か

れておりますか。

○山本(貞)政府委員 ただいま大臣から御答弁がございまして、おどろきでございまして、一月二十三日の行革国民大会は、正念場を迎えております行政改革につきましても幅広い意見を交換する、こういう趣旨目的で、民間の行革関係団体あるいは地方六団体、総務庁、行革審、再建監理委員会等が参加して行われてございまして、先ほど大臣から御答弁がございまして、従来から、行革審といたしまして答申とか意見をとりまとめます場合は、あくまで各界の御意見を聴取いたしましてそれを参考とする、あるいは答申や意見につきましてこれをそのために御説明する、こういったことを当然意見や答申をまとめるに当たっては審議会としてはやるわけでございます。同じような趣旨で今回も参加しておるわけでございます。設置法上問題があるとは考えておらない次第でございます。

○柴田(睦)委員 あくまでも強弁されますけれども、この場合は、要するに行革を推進するための機運づくりが目的であつたということもはつきりしてゐると思うわけでありまして。

次に、中曽根内閣の審議会政治のもう一つの重要な特徴は、私的諮問機関を多用するという点にあります。私的諮問機関をあたかも法的根拠を保持した公的な審議機関のように扱って、これをこの重要な政策転換を図つたり、公的審議機関の審議の方向づけをするというやり方をいろいろ使つてこられました。靖国懇の報告をこの、閣僚の靖国神社公式参拝を強行するということがありましたが、文化と教育懇の報告で臨議審議の方向づけをされました。また、平和問題研の報告でGNP一％増徴案を図る、そういうこともありました。そういう例があるわけでは、

これらの私的諮問機関の運営の仕方は、これはトップダウンというやり方ですから、民主政治に逆行するだけでなくて、現行の国家行政組織法上にも重要な問題をばらんでおります。私的審議機関のあり方については、これまで国

会でもたびたび取り上げられてきたいわば古くて新しい問題であるわけです。政府も国家行政組織法の違反の疑いを受けないようにすると答弁しております。昭和三十六年には、「懇談会等行政運営上の会合の開催について」という行管庁局長通達などを発してございました。この昭和三十六年の行管庁局長通達はどういう内容であつたか、要旨を言つていただきます。

○古橋政府委員 昭和三十六年の四月十二日に行政管理局長名によります通達を出しておりますけれども、これは懇談会等のいわゆる行政運営上の会合というものが、国家行政組織法上の八条の審議会等ではないかというふうに疑いを受けることがございましたので、各省庁にこの点について留意を促すという点から発したものでございます。

その内容は、大体大きく三つぐらいに分かれると思ひますけれども、一つは、審議会等は法令上の根拠を持つ「合議制の行政機関」として委員個々の意見とは別個独立な機関意思を決定する「性格のもの」であるのに対して、「いわゆる懇談会等は個々の個人の意見を聞くのみで行政機関としての意思の決定」を行うものではないということを示すために、二番目に、「いわゆる懇談会等を府令、省令、訓令等で制度的に規定することは」適当でないということ。三番目に、いわゆる懇談会には審議会等の名称を付してはいけないうこと、その他これを設置するといふような表現を避けまして、開催をするといふような形にしなければいけないということ、あるいは会合の参加者には委員であるとか参考等の呼称は避けるべきである。こういうような点につきまして各省庁に留意を求めたものでございます。

○柴田(睦)委員 問題は、その通達の内容が今日守られていないということでありまして。現に、総理及び内閣官房長官のもとに置かれた各種の私的諮問機関について見ますと、そのすべてに報告書を作成させ、これを基礎にして重要な政策転換などを進めるといふ点から、通達の趣旨は守られていないわけでは、

この点につきまして、総理は、一昨年の四月十日の参議院予算委員会でも、結論的には「皆さんの御意見を拝聴する」といふ姿勢に完全に改革をいたした次第でございまして。今後ともこのような趣旨を各省庁に徹底したいと思つております。この答弁しております。しかし、現実を見てみますと、公的な審議会でも、答申・意見に反対意見や特殊意見を付記する例は幾つもあるわけです。去る二月六日の老人保健審議会答申も反対意見を付記しております。反対意見や特殊意見を付記したということでは法律違反を免れるということにはならないわけでは、

また、報告書は決議や合議でまとめたものではない、こゝ言われませんが、昨年八月十五日の閣僚の靖国神社への公式参拝の際には、靖国懇の報告を参考にして判断したと官房長官談話が発表されておりますし、靖国懇報告をまるで公的審議機関の意思決定であるかのように扱つておられるわけでは、

後藤田長官が総務長官時代に、参議院の予算委員会でも、審議会等にはありましては、審議会等を構成する個々の委員の意思とは別の合議機関としてのもの、意思が答申等として公の権威を持って表明されまして、懇談会等行政運営上の会合にありましては、合議機関としてその意思が公の権威を持って表明されるものではなく、単なる行政運営上の意見交換、懇談会等の場にとどめるべきものであります。したがって、懇談会等の運用に当たりますと、各省庁はこの点を今後とも十分に留意する必要があります。特に聴取しました意見を合議機関の意思決定と紛らわしい形で取りまとめることなどないよう留意すべきものでございまして、

と、ちゃんと答弁しておられるわけでは、これは公的な審議機関の意思決定と紛らわしい報告のまゝとめ方はしない、私的諮問機関の報告を公的な審議機関の答申であるかのように扱うのは妥当ではない、こゝいう意味だと思ひます。

そうしますと、靖国憲報告の扱いというのは、この後藤田長官の答弁の趣旨に沿っていないと思ふのですけれども、どのようにお考えですか。

○古橋政府委員 靖国憲の問題につきましては、さきに官房長官もこの委員会でもよく御説明があったと思ひますけれども、あくまでも靖国憲の意見を参考にして、そして、その意思決定はあくまでも政府の責任においてやったということでございます。その場合において、靖国憲の報告でございまして、靖国憲全体としての意思決定をしたというものではないというふうには考えております。特に私どもの考えております方針に反するものではない、こういうふうには考えております。

○江崎国務大臣 政治的な判断の問題もありませんから、私からも念のためにお答えをしておきますが、靖国憲の場合は意見を聴取した、こういうこととあります。決めたのは閣議、閣議が決める、決定をするという、責任は所在を明確にしておるわけですから、それによって閣僚の意思決定が行われるというのではない。国会の物の考え方は、こういう委員会等を通じて皆さん方からの意見は十分尊重しておるわけでございます。また、国民の各界を代表する識者とか学識経験者とか称する人たちのいろいろな意見を聞く。あの場合でも意見は分かれておりました。分かれておつていいと思ふのです。それは参考に聞いたわけですから、決めたのは内閣として決めたということとでございます。

○柴田(睦)委員 あの靖国憲が意見を出すその前までは、政府見解は、内閣委員会でも法務委員会でもいろいろと討論がありましたけれども、違憲の疑いを否定できないという答弁が続いていたわけでありまして、それを靖国憲が意見を出した、そうしたら、政府が今まで言った政府見解がそこで変わってしまった。まさに公的審議会と同じような扱いをしている。私的諮問機関が公的審議会と同じように扱われるということが問題であるわけですから、いささかもそういうことがないよう

に、これからちゃんと改革をしていかなければならないということを私は強く主張したいと思ひますが、大臣の所見をお伺いします。

○江崎国務大臣 靖国神社は国のために亡くなった戦没者の追悼の場である、これがお祭りされたところである、これは国民的な素朴な感覚であります。その靖国神社に追悼の誠をささげる、これは国民感情に合致したことであり、国会でも多数の賛成を得ておるところであるということで、これは政府が判断をしたということで、国民感情にかなった方法である、しかもその参拝方式は神式にのっとりないであくまで追悼の誠をささげるという意味で追悼の拝礼をした、このあたりは微妙なところですから、どうぞよくまたお考え、判断をしていただきたいと思います。

○柴田(睦)委員 時間がありますので、ほかに呼んでいた役所もありますが、質問しないで終わつたことをおわびしながら、終わります。

○志賀委員長 次回は、来る十八日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十七分散会